

行政不服審査法の改善に向けたアンケート取りまとめ

目次

| | |
|--|-----------|
| 1 概要 | 8 |
| 1-1 調査の目的..... | 8 |
| 1-2 調査対象・方法..... | 8 |
| 1-3 留意事項..... | 8 |
| 1-4 回答結果の概要..... | 8 |
| 2 標準審理期間の設定について | 9 |
| 2-1 設定方法..... | 9 |
| 2-2 具体的な規定の概要..... | 9 |
| 2-2-1 審査庁全体で一つの標準審理期間を設定..... | 9 |
| 2-2-2 原処分又は審査請求の分野別に設定..... | 10 |
| 2-2-3 その他..... | 11 |
| 2-3 処理状況..... | 11 |
| 2-4 標準審理期間を設定したことによる支障事例..... | 12 |
| 2-5 標準審理期間を設定することへの支障..... | 12 |
| 2-5-1 その他..... | 13 |
| 3 審査請求書の補正について | 13 |
| 3-1 審査請求書の補正（審査請求書が届いてから、行審法第23条の規定に基づく補正が完了した期間）に1か月以上時間を要した事例..... | 13 |
| 3-2 補正に時間を要した理由..... | 14 |
| 3-2-1 その他..... | 15 |
| 3-3 審査請求書の不備の具体例..... | 15 |
| 4 弁明書の記載内容等について | 16 |
| 4-1 弁明書の内容が不十分であると感じることがあるか..... | 16 |
| 4-2 不十分な内容..... | 17 |
| 4-2-1 その他..... | 18 |
| 5 口頭意見陳述の機会の付与の例外・審理員の指名の例外について | 18 |
| 5-1 情報公開条例又は個人情報保護条例に基づく処分に係る審査請求における審理員の指名について..... | 18 |
| 5-2 審理員の指名を省略している理由..... | 19 |
| 5-2-1 その他..... | 19 |
| 5-3 審理員の指名をしている理由..... | 19 |
| 5-3-1 その他..... | 20 |

| | |
|---|-----------|
| 6 口頭意見陳述における代理人の出席制限について | 20 |
| 6-1 審査請求人に複数の代理人が就いている場合に、口頭意見陳述の申立てを受けた件数 | 20 |
| 6-2 審査請求人に複数の代理人が就いている場合の口頭意見陳述の支障について | 21 |
| 6-2-1 支障が生じた場合の対応方法 | 21 |
| 7 口頭意見陳述における申立人の陳述の制限について | 21 |
| 7-1 行審法第 31 条による口頭意見陳述において、申立人の陳述を制限した、又は、制限しようとしたことがあるか | 21 |
| 7-2-1 制限又は制限をしようとした理由 | 22 |
| 7-2-1-1 その他 | 23 |
| 7-2-2 制限をする際の工夫事例 | 23 |
| 7-3 制限をしようとしたができなかった理由 | 23 |
| 8 義務付け裁決について | 23 |
| 8-1 義務付け裁決を行うか検討した事例があるか | 24 |
| 8-2 情報公開個人情報保護関係の事例において、検討の結果、義務付け裁決を行わなかった理由 | 24 |
| 8-3 情報公開個人情報保護関係を除く事例において、検討の結果、義務付け裁決を行わなかった理由 | 24 |
| 9 手続の簡略化について | 24 |
| 9-1 審理手続の併合を行った件数 | 24 |
| 9-2 併合を行った事例の具体例 | 25 |
| 9-3 平成 26 年法改正により、併合を行う主体が、原則として審査庁から審理員となったことにより生じた支障 | 26 |
| 9-4 審理手続を経ないで却下裁決をする場合に、判断が困難であった事例 | 26 |
| 9-5 行審法第 41 条に基づき、審理手続を終結する場合に、判断が困難であった事例 | 26 |
| 10 大量請求について | 26 |
| 10-1-1 同一人からの大量請求や繰返しの請求をされたことがあるか | 26 |
| 10-1-2 「ある」場合の件数とその内容の例 | 27 |
| 10-1-3 同一人からの大量請求や繰返しの請求をされた場合、審理を円滑・迅速に進めるために対応をしているか | 28 |
| 10-1-4 同一人からの大量請求や繰返しの請求をされた場合、審理を円滑・迅速に進めるためにどのような対応をしているか | 28 |
| 10-1-4-1 その他 | 29 |

| | |
|--|-----------|
| 10-1-5 同一人からの大量請求や繰返しの請求をされた場合に、審理を円滑・迅速に進めるために対応をしていない理由..... | 29 |
| 10-2-1 国が処分基準を改定した際などに、複数人から、争点が共通する大量請求をされたことがあるか..... | 30 |
| 10-2-2 「ある」場合の件数とその内容の例..... | 31 |
| 10-2-3 複数人から、争点が共通する大量請求をされた場合、審理を円滑・迅速に進めるために対応をしているか..... | 31 |
| 10-2-4 | 31 |
| 複数人から、争点が共通する大量請求をされた場合、審理を円滑・迅速に進めるためにどのような対応をしているか..... | 31 |
| 10-2-4-1 その他 | 32 |
| 10-2-5 複数人から、争点が共通する大量請求をされた場合に、審理を円滑・迅速に進めるために特段の対応をしていない理由..... | 32 |
| 10-3-1 国が定めた基準そのもの（当該基準に沿った個別の処分の当てはめではないもの）について争点となる事例はあるか..... | 32 |
| 10-3-2 「ある」場合の件数と内容..... | 33 |
| 10-3-3 国が定めた基準そのもの（当該基準に沿った個別の処分の当てはめではないもの）について争点となる請求をされた場合、審理を円滑・迅速に進めるために対応をしているか..... | 33 |
| 10-3-4 国が定めた基準そのもの（当該基準に沿った個別の処分の当てはめではないもの）について争点となる請求をされた場合、審理を円滑・迅速に進めるためにどのような対応をしているか..... | 33 |
| 10-3-4-1 その他 | 34 |
| 10-3-5 国が定めた基準そのもの（当該基準に沿った個別の処分の当てはめではないもの）について争点となる請求をされた場合に、審理を円滑・迅速に進めるために特段の対応をしていない理由..... | 34 |
| 11 審査請求期間の徒過に関する「正当な理由」について | 35 |
| 11-1 行審法第18条の「正当な理由」の判断が困難であった事例..... | 35 |
| 12 オンライン請求について..... | 35 |
| 12-1 デジタル手続法及び総務省デジタル手続法施行規則の規定により、審査請求をオンラインで受け付けているか..... | 35 |
| 12-2 オンラインで受け付けていない理由 | 36 |
| 12-2-1 その他..... | 37 |
| 13 オンラインによる口頭意見陳述について | 38 |

| | |
|---|-----------|
| 13-1 行審法第31条に基づく口頭意見陳述をオンライン（テレビ会議システムやウェブ会議の利用）で行ったことはあるか..... | 38 |
| 13-2 オンライン実施をしていない理由..... | 39 |
| 13-2-1 その他..... | 40 |
| 14 物件の提出について..... | 40 |
| 14-1 行審法第33条に基づき物件の提出を求めたことがあるか..... | 40 |
| 14-2 「ある」場合に物件の提出を拒まれたことがあるか..... | 41 |
| 14-3 拒まれた具体事例..... | 41 |
| 15 参加人からの意見書の提出状況について..... | 42 |
| 15-1 参加人から行審法第30条第2項の意見書が提出された件数..... | 42 |
| 16 審理員意見書・裁決・答申書の内容について..... | 42 |
| 16-1 行審法第42条に規定する審理員意見書が不十分であると感じた点はあるか..... | 42 |
| 16-2 行審法第42条に規定する審理員意見書が具体的にどのように不十分であると感じたか..... | 43 |
| 16-2-1 その他..... | 44 |
| 16-3 行政不服審査会等の答申書の内容が、不十分であると感じた点はあるか..... | 44 |
| 16-4 行政不服審査会等の答申書の内容が、不十分であると感じた具体的事例..... | 45 |
| 17 行政不服審査会等・審理員事務の委託等の促進について..... | 45 |
| 17-1 行政不服審査会等の事務・審理員の事務について、委託・広域連合・一部事務組合などを活用して、質の確保や事務負担の軽減などを図っているか..... | 45 |
| 17-2 「活用している」場合、どのように行っているか..... | 45 |
| 17-2-1 その他..... | 46 |
| 18 行政不服審査会等による調査審議の運用実態について..... | 46 |
| 18-1 行政不服審査会等による調査審議が行われているか..... | 46 |
| 18-1-1 その他..... | 47 |
| 19 地方議会や審議会等への諮問の是非について..... | 47 |
| 19-1 行審法第43条第1項各号に該当することにより、行政不服審査会等への諮問が行われない場合、迅速性又は公正性の確保の観点から、運用に当たり支障が生じているものはあるか..... | 47 |
| 20 諮問先がない事例の把握について..... | 48 |
| 20-1 審理員意見書の提出を受けた場合において、審査庁が「主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項 | |

| | |
|--|-----------|
| に規定する庁の長である場合」又は「審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあつては、長、管理者又は理事会）」以外であり、行審法 43 条第 1 項各号にも該当しない事例（例：審査庁が教育長である場合）があるか..... | 48 |
| 20-2 上記事例で支障が生じているか..... | 49 |
| 21 裁決の公表について | 49 |
| 21-1 裁決を公表しているか..... | 49 |
| 21-2 公表していない理由..... | 50 |
| 21-2-1 その他..... | 51 |
| 21-3 裁決書の謄本を審査請求人以外に送付する際に、裁決書中の個人情報（審査請求人の氏名等）について、マスキング等をすべきか検討を要した事例及びその対応結果..... | 52 |
| 22 データベースについて | 52 |
| 22-1 「行政不服審査裁決・答申検索データベース」について、検索機能など、ユーザー側として使いにくい点や改善すべき点..... | 52 |
| 22-2 「行政不服審査裁決・答申検索データベース」について、登録側として使いにくい点や改善すべき点..... | 54 |
| 23 裁決書の送付について | 56 |
| 23-1 行政不服審査会等規則等又は運用上、答申を受けた事案に係る裁決書を行政不服審査会等に送付することを、行政不服審査会等から求められているか..... | 56 |
| 23-2 「求められている」場合、裁決書を行政不服審査会等に送付しているか..... | 56 |
| 23-3 「求められている」にもかかわらず、「送付していない」理由..... | 57 |
| 23-3-1 その他..... | 57 |
| 24 調査結果の書面化について | 57 |
| 24-1 審理関係人（審査請求人、参加人、審査庁、処分庁等）に職権による閲覧・写しの交付を行っているか..... | 57 |
| 24-2 どのような書面について、審理関係人（審査請求人、参加人、審査庁、処分庁等）に職権による閲覧・写しの交付を行っているか..... | 57 |
| 24-2-1 その他..... | 59 |
| 24-3 どのような理由で職権による閲覧・写しの交付を行っているか..... | 59 |
| 24-4 どのような理由で職権による閲覧・写しの交付を行っていないか..... | 61 |
| 25 閲覧・謄写における非開示情報について | 61 |
| 25-1 行審法第 38 条の「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるとき」に該当するものとして、何を想定しているか..... | 61 |

| | |
|---|-----------|
| 26 審査庁の調査権限について | 62 |
| 26-1 審査庁の調査権限の必要性を感じた事案の件数 | 62 |
| 26-2 審査庁の調査権限の必要性を感じた具体的事例 | 62 |
| 26-2-1 その他 | 63 |
| 27 不当性審査について | 63 |
| 27-1 「情報公開個人情報関係※の審査請求」において、「不当」であることを理由に認容裁決した事例 | 64 |
| 27-2 「情報公開個人情報関係※以外の審査請求」において、「不当」であることを理由に認容裁決した事例 | 64 |
| 28 不服審査制度の質の確保について | 65 |
| 28-1 行政不服審査法の改正により、審理手続等の新たな手続が設けられたが、通常業務に支障が出ないように人員は増加されたか | 65 |
| 28-2 人員不足が、裁決までに要する期間の長期化の要因となっていると感じるか | 66 |
| 28-3 人員を十分には増加できない理由 | 67 |
| 28-3-1 その他 | 68 |
| 28-4 「予算がないから」、「適材がないから」が要因となっていると感じる場合、総務省から無償で審理員等（短期・非常勤職員）を派遣する制度があれば、有効であると思うか | 69 |
| 28-5 「適材がないから」が要因となっていると感じる場合、総務省において行政不服審査法に関する自治体職員向けの研修があれば、有効であると思うか | 69 |
| 28-6 総務省において行政不服審査法に関する自治体職員及び国民向けの総合案内所があれば、業務を進める上で有効であると思うか | 70 |
| 28-7 人員不足や適材不足を解消するため、その他総務省に対する意見・要望 | 71 |

1 概要

1-1 調査の目的

本アンケート調査は、行政不服審査法（以下「行審法」という。）の施行状況に係る課題及びその改善方策等について、幅広く議論・整理を行うための基礎資料を収集することを目的として、実施したものである。

1-2 調査対象・方法

調査対象：国の機関（28 審査庁）、都道府県（47 審査庁）、政令指定都市（20 審査庁）、
その他（市区町村等（市区町村 1727 審査庁、一部事務組合等 1596 審査庁））

調査方法：オンライン上で直接回答を入力する方法により実施

1-3 留意事項

- ・アンケート項目 2、5、12、17、19、20、21、22、23、25、28 を除く項目は、令和 2 年度の処理件数※が 1 件以上ある審査庁（375）に、回答対象を限定している。
※行審法に基づき、令和 2 年度（令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月）より前に申立てを受けて継続中となっていた審査請求に、令和 2 年度において新規に申立てを受けた審査請求を加えたもののうち、令和 2 年度において処理が完了した審査請求（以下「令和 2 年度の処理件数」という。）の件数。
- ・なお、「空欄回答」は、回答数に含めていないため、割合の合計は 100%に達しないことがある。

1-4 回答結果の概要

| | 調査対象審査庁数 | 回答数 | 令和 2 年度の処理件数が 1 件以上ある審査庁数 | 令和 2 年度の処理件数 |
|------------|----------|-------|---------------------------|--------------|
| 国 | 28 | 18 | 15 | 23,681 |
| 地方公共団体 | 3,390 | 1,688 | 360 | 8,505 |
| 都道府県 | 47 | 40 | 40 | 6,223 |
| 政令指定都市 | 20 | 18 | 18 | 622 |
| その他（市区町村等） | 3,323 | 1,630 | 302 | 1,660 |
| 合計 | 3,418 | 1,706 | 375 | 32,186 |

2 標準審理期間の設定について

2-1 設定方法

○標準審理期間の設定方法は、回答総数（全ての回答主体）1,706のうち、国の機関では「審査庁全体でひとつの標準審理期間を設定」している審査庁が2件、「原処分又は審査請求の分野別に設定」している審査庁が2件、「その他」が1件、「設定していない」が13件であった。地方公共団体では「審査庁全体でひとつの標準審理期間を設定」している審査庁が89件、「原処分又は審査請求の分野別に設定」している審査庁が50件、「その他」が3件、「設置していない」が1,497件であった。

| | 回答総数 (全ての 回答主 体) | | 標準審理期間を設定している | | | | | | | | 設定して いない | |
|----------------|---------------------------|----------|-------------------------------------|-----------|------------------------------|---------|------------------|---------|------------------|----------|------------------|-----------|
| | | | 審査庁全 体でひと つの標準 審理期間 を設定 | | 原処分又 は審査請 求の分野 別に設定 | | その他 | | | | | |
| | 審 査 庁 数 | 割 合 | 審 査 庁 数 | 割 合 | 審 査 庁 数 | 割 合 | 審 査 庁 数 | 割 合 | 審 査 庁 数 | 割 合 | 審 査 庁 数 | 割 合 |
| 国 | 18 | 100 % | 5 | 27.5 % | 2 | 11 % | 2 | 11 % | 1 | 5.5 % | 13 | 72. 5% |
| 地方公共団体 | 1,6 88 | 100 % | 146 | 8.5 % | 89 | 5 % | 50 | 3 % | 3 | 0.1 % | 1,4 97 | 88. 5% |
| 都道府県 | 40 | 100 % | 12 | 30% | 2 | 5 % | 8 | 20 % | 2 | 5 % | 28 | 70 % |
| 政令指定都 市 | 18 | 100 % | 12 | 66.6 % | 6 | 33 % | 5 | 28 % | 1 | 5.5 % | 4 | 22. 2% |
| その他（市 区町村等） | 1,6 30 | 100 % | 122 | 7.5 % | 81 | 5 % | 37 | 2 % | 0 | 0 % | 1,4 65 | 90 % |

2-2 具体的な規定の概要

2-2-1 審査庁全体で一つの標準審理期間を設定

（設定期間の例：「標準審理期間は、審査請求日から起算して○か月以内とする」等）

- ・3か月以内、5か月以内、6か月以内（行政不服審査会への諮問3月を含む。）、1年以内、3か月から1年を見込む

(行政不服審査会等への諮問を考慮して設定している例：「行政不服審査会へ諮問する場合〇か月(日)、行政不服審査会へ諮問しない場合〇か月(日)」等)

| 行政不服審査会に諮問する場合 | 行政不服審査会に諮問しない場合 |
|----------------|-----------------|
| 72日 | 50日 |
| 5か月 | 3か月 |
| 7.5か月 | 4か月 |
| 12か月 | 6か月 |

(段階に分けて詳細に規定する例)

- ・審査請求書の受付・審査：1日～2週間程度、弁明書・証拠書類等提出：2週間程度、弁明書に対する反論書・証拠書類等の提出：3週間程度、審理員の質問・物件提出要求を行う場合：1か月程度、最終反論書提出：1か月程度、審理員意見書の作成：3週間程度、裁決案の諮問・答申：1か月程度、裁決書の作成・送付：2週間程度

(標準審理期間に含めない期間(場合)や留意事項等の例)

- ・審査請求書に不備があつて補正を行う場合。
- ・審理員又は行政不服審査会が審査請求人又は参加人の申立てにより口頭意見陳述等を実施する場合。
- ・審理内容の性質上、争点整理、再度の弁明、再度の反論等に要する期間。
- ・行政不服審査会への諮問から答申までに要する期間。
- ・裁決をしようとするときに法律又は政令(条例に基づく処分については、条例)に行審法第9条第1項第3号に掲げる機関又は地方公共団体の議会の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て裁決をしようとする審査請求の場合。
- ・情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示決定等の処分に係る審査請求の場合。
- ・標準審理期間は、審査請求の審理期間の目安として定められるものであり、審査請求の内容(事案の複雑性、困難性、特殊性等)により、具体的な審理期間は変動する。
- ・標準審理期間は、審査請求の審理に要する期間の目安として定めるものである。弁明書、反論書等の提出が遅れる場合、口頭意見陳述の申立てがあつた場合、審査請求の内容が複雑で審理に時間を要する場合等には、審査請求の審理に要する期間が変動することがある。

2-2-2 原処分又は審査請求の分野別に設定

(一般的な審査請求と特定の分野に係る審査請求に分類している例)

- ・一般的な審査請求9か月、情報公開条例又は個人情報保護条例に基づく処分に係る審査請求7か月。

- ・生活保護法に基づく処分（保護申請却下、保護変更決定、保護費返還決定等）70日、特別障害者手当に関する処分に係る審査請求80日。
- ・税の賦課徴収に関する処分に係る審査請求275日。
- ・身体障害者手帳、愛護手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付に関する処分に係る審査請求7か月。
- ・児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支給に関する処分に係る審査請求80日。

（審査請求先ごとに分けて設定する例）

- ・審査庁が長の場合、8か月半から12か月程度、審査庁が行政委員会等の場合、4か月半から7か月程度、審査庁が教育長・議会・議長の場合、4か月半から6か月程度。

2-2-3 その他

- ・審査庁全体で一つの標準審理期間及び原処分又は審査請求の分野別に設定している。
- ・不服申立ての種類のうち、件数が多いものについて設定している。

2-3 処理状況

○標準審理期間を設定した場合の処理状況は、回答総数（標準審理期間を設定している審査庁）151のうち、国の機関では「概ね設定した期間に処理ができていない」が5件であった。地方公共団体では「概ね設定した期間に処理ができていない」が81件、「半数ほどは設定した期間に処理ができていない」が11件、「あまり設定した期間に処理ができていない」が20件、「ほとんど（全く）期間内に処理ができていない」が8件であった。

| | 回答総数 (標準審理期間を設定している審査庁の数) | | 概ね設定した期間に処理ができていない | | 半数ほどは設定した期間に処理ができていない | | あまり設定した期間に処理ができていない | | ほとんど(全く)期間内に処理ができていない | |
|--------|------------------------------|------|--------------------|------|-----------------------|------|---------------------|-----|-----------------------|------|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| 国 | 5 | 100% | 5 | 100% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 地方公共団体 | 146 | 100% | 81 | 57% | 11 | 7.8% | 20 | 14% | 8 | 5.5% |
| 都道府県 | 12 | 100% | 2 | 16% | 2 | 16% | 6 | 50% | 2 | 16% |
| 政令指定 | 12 | 100% | 7 | 58% | 2 | 16% | 3 | 25% | 0 | 0% |

| | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------|-----|----------|----|-----|---|----------|----|----|---|----|
| | 都市 | | % | | | | | | | | |
| | その他 (市区町 村等) | 122 | 100 % | 72 | 59% | 7 | 5.5 % | 11 | 9% | 6 | 5% |

2-4 標準審理期間を設定したことによる支障事例

- ・行政不服審査会に諮問した場合、審理に時間を要するため、標準審理期間内に処理できないことがある。審査請求人からまだ裁決しないのかと問い合わせが入ることがしばしばある。
- ・支障事例はないが、期間を超過した場合に審査請求人から不服を受けるおそれがあることを懸念している。

2-5 標準審理期間を設定することへの支障

○標準審理期間を設定することへの支障は、回答総数（標準審理期間を設定していない審査庁）1,510のうち、国の機関では「分野（事案）により審理期間が異なるため、定めた標準審理期間内に終わらないものが出てくる恐れがある」が12件、「過去に実績が（ほとんど）ない」が8件、「その他」が1件であった。地方公共団体では「分野（事案）により審理期間が異なるため、定めた標準審理期間内に終わらないものが出てくる恐れがある」が477件、「過去に実績が（ほとんど）ない」が1,138件、「どのように定めて良いかわからない」が253件、「その他」が47件であった。

※複数回答

| | 回答総数 (標準審理 期間を設定 していない 審査庁の 数) | | 分野(事 案)により 審理期間が 異なるた め、定めた 標準審理期 間内に終わ らないもの が出てくる 恐れがある | | 過去に実績 が(ほとん ど)ない | | どのように 定めて良い かわからな い | | その他 | |
|-------|---|----------|--|-----|------------------------|-----------|------------------------------|-----|----------|----------|
| | 審査 庁数 | 割合 | 審査 庁数 | 割合 | 審査 庁数 | 割合 | 審査 庁数 | 割合 | 審査 庁数 | 割合 |
| 国 | 13 | 100 % | 12 | 92% | 8 | 61.5 % | 0 | 0% | 1 | 7.5 % |
| 地方公共団 | 1,49 | 100 | 477 | 32% | 1,13 | 76% | 253 | 17% | 47 | 3% |

| | | | | | | | | | | |
|----------------|-------|------|-----|------|-------|-----|-----|-----|----|-----|
| 体 | 7 | % | | | 8 | | | | | |
| 都道府県 | 28 | 100% | 26 | 93% | 4 | 14% | 2 | 7% | 7 | 25% |
| 政令指定都市 | 4 | 100% | 4 | 100% | 0 | 0% | 0 | 0% | 2 | 50% |
| その他 (市区町村等) | 1,465 | 100% | 447 | 30% | 1,134 | 77% | 251 | 17% | 58 | 4% |

2-5-1 その他

- ・反論書の提出の有無、口頭意見陳述の有無等により、案件ごとに大きく審理期間が異なるため。
- ・分野によっては、審査請求の実績が（ほとんど）ないものもあり、審理期間を見通すことが困難であるため。
- ・事案により審理期間が異なると考えられるが、実績が少なくどのような設定がよいのか判断がつかないため。
- ・審査会に諮問し、答申を要する処分にあつては、外部委員の招集に係る時間的制約が伴うため。
- ・多数の審査請求が係属している中で、同時期になされる審査請求の件数や、原処分の種類、事案の複雑性等によって審理に要する期間が大きく異なり、標準的な審理期間を見通すことが困難であるため。
- ・過年度分も含め、多くの案件を抱えており、審査請求人に審議開始を待ってもらっている状況にあり、今の時点で標準審理期間を定めても実態が伴わないため。
- ・生活保護の集団請求など、事案によっては大量の請求がなされる場合等があり、定めた期間内に終わらないものが出てくる恐れがあるため。
- ・同一人から大量請求されている案件があり、期間を設定したとしても、その遵守が困難になるおそれがあるため。
- ・「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）があるため。
- ・大半が却下案件であり、実務上1か月程度で裁決できているため。
- ・おおむねの審理期間としてHPで周知しているため。

3 審査請求書の補正について

3-1 審査請求書の補正（審査請求書が届いてから、行審法第23条の規定に基づく補正が完了した期間）に1か月以上時間を要した事例

○審査請求書の補正に1か月以上時間を要した件数は、回答総数（処理件数）32,186件の

うち、国の機関では 288 件、地方公共団体では 167 件であった。

| | 回答総数（令和 2 年度の処理件数） | | 補正に 1 か月以上要した件数 | |
|------------|--------------------|------|-----------------|-----------------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 ※審査庁数 |
| 国 | 23,681 | 100% | 288 | 1 % ※ 7 機関 |
| 地方公共団体 | 8,505 | 100% | 167 | 2 % ※57 団体 |
| 都道府県 | 6,223 | 100% | 97 | 1.5 % ※24 団体 |
| 政令指定都市 | 622 | 100% | 21 | 3 % ※ 6 団体 |
| その他（市区町村等） | 1,660 | 100% | 49 | 3 % ※27 団体 |

3-2 補正に時間を要した理由

○補正に時間を要した理由は、回答総数（補正に 1 か月以上要した審査庁の数）64 のうち、国の機関では「審査請求人が補正に時間を要していたため」が 6 件、「不備について、どの程度補正すべきか、検討に時間を要したため」が 3 件、「その他」が 4 件であった。地方公共団体では「審査請求人が補正に時間を要していたため」が 41 件、「不備について、どの程度補正すべきか、検討に時間を要したため」が 17 件、「その他」が 18 件であった。

※複数回答

| | 回答総数（補正に 1 か月以上要した審査庁の数） | | 審査請求人が補正に時間を要していたため | | 不備について、どの程度補正すべきか、検討に時間を要したため | | その他 | |
|--------|--------------------------|------|---------------------|-----|-------------------------------|-------|------|-------|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| 国 | 7 | 100% | 6 | 86% | 3 | 43% | 4 | 57% |
| 地方公共団体 | 57 | 100% | 41 | 72% | 17 | 30% | 18 | 31.5% |
| 都道府 | 24 | 100% | 16 | 66% | 9 | 37.5% | 6 | 25% |

| | | | | | | | | |
|------------------------|----|------|----|-----|---|-------|---|-----|
| 県 | | | | | | | | |
| 政令指 定都市 | 6 | 100% | 5 | 83% | 1 | 16.5% | 3 | 50% |
| その他 (市区 町村 等) | 27 | 100% | 20 | 74% | 7 | 26% | 9 | 33% |

3-2-1 その他

- ・審査請求人と連絡が取れなかったため。
- ・審査請求人が補正期限内に補正に応じず、複数回にわたり補正命令を行ったため。
- ・一度補正したが、審査請求人の補正内容に不備があり、再補正を行ったため。
- ・審査請求人が、行審法第18条第1項ただし書の正当な理由が認められるかどうかの判断を審理前に求めてきたため。
- ・審査請求人において総代の互選の調整に時間を要したため。
- ・審査請求書の補正に必要な関係資料を処分庁から取り寄せるのに時間がかかったため。
- ・処分庁から審査庁への審査請求書の送付が遅れたため。
- ・期間徒過で却下する上で、初回の回答だけでは十分ではなく、主張を尽くさせる必要があったため。また、異動期の引継やコロナによる緊急事態宣言も影響したため。
- ・「異議申立書」と題する書面が提出され、審査請求人に、書面の取扱いについて確認するための時間を要したため。
- ・審理を要さず却下するものとして裁決を進めていたところ、後になって補正書にて審査請求人に事情を確認するべきとの判断で、遅れて補正書を出すこととなったため。
- ・審査請求の内容等について、処分庁への調査を行ったため。
- ・補正命令書を制度所管に確認してもらうのに時間を要したため。
- ・代理人の委任状がない場合の補正依頼の宛先等についての検討及び確認に時間を要したため。
- ・他の業務により補正を求めるのが遅くなったため。
- ・審査会の開催に合わせて補正を行っているが、審査請求の件数が多いことから、補正に着手するまでに時間を要したため。
- ・古い再審査請求の処理を優先し、新しい請求の適法性チェック自体が遅れたため。

3-3 審査請求書の不備の具体例

- ・審査請求に係る処分の内容の記述、審査請求の趣旨及び理由の記述、実施機関の教示の有無及びその内容の記述に不備があった。
- ・不作為についての審査請求における「不作為に係る処分についての申請」の内容が不明

であった。

- ・名宛人の異なる別個の処分について、連名で一の審査請求書の提出があったもの。
- ・審査請求書の体をなしていないものについて、審査請求として扱うか否かの検討に時間を要したため。
- ・処分とは認められないものも含め、複数の事項について取消しや損害賠償等を請求し、審査請求先が異なる内容も含まれていた。
- ・行政文書非開示決定処分についての審査請求の理由が、当該非開示決定処分とは別の一部開示決定処分において公開された文書に関する内容のものとなっており、当該非開示決定処分についての審査請求の理由として成立しないものだった。
- ・処分に対する審査請求であるが、請求内容が原処分に対する取消し又は変更を求めるものではなく、不適法であった。
- ・審査請求に係る処分の内容、審査請求の趣旨及び理由、審査請求に係る処分年月日、審査請求に係る処分があったことを知った日の記載に不備があった。
- ・審査請求の趣旨及び理由について、理由の確認ができない。
- ・請求の理由について、具体的な記載がない。
- ・審査請求に係る処分を知った正確な日付が記載されていない。
- ・審査請求人が処分があった日を特定するのに時間を要した。

4 弁明書の記載内容等について

4-1 弁明書の内容が不十分であると感じることがあるか

○弁明書の内容が不十分であると感じたことがあるかどうかは、回答総数（令和2年度の処理件数が1件以上ある審査庁の数）375のうち、国の機関では「たまにあった」が2件、「全く（ほとんど）なかった」が11件であった。地方公共団体では「よくあった」が17件、「たまにあった」が73件、「全く（ほとんど）なかった」が263件であった。

| | 回答総数（令和2年度の処理件数が1件以上ある審査庁の数） | | よくあった | | たまにあった | | 全く（ほとんど）なかった | |
|--------|------------------------------|------|-------|------|--------|-----|--------------|-------|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| 国 | 15 | 100% | 0 | 0% | 2 | 13% | 11 | 73% |
| 地方公共団体 | 360 | 100% | 17 | 5% | 73 | 20% | 263 | 73% |
| 都道府 | 40 | 100% | 3 | 7.6% | 22 | 55% | 15 | 37.5% |

| | | | | | | | | | |
|------------------------|-----|------|----|-----|----|-------|-----|-------|--|
| 県 | | | | | | | | | |
| 政令指 定都市 | 18 | 100% | 2 | 11% | 10 | 55.5% | 4 | 22% | |
| その他 (市区 町村 等) | 302 | 100% | 12 | 4% | 41 | 13.5% | 244 | 80.5% | |

4-2 不十分な内容

○不十分な内容は、回答総数（4-1で「よくあった」「たまにあった」を選択した審査庁の数）92のうち、国の機関では「証拠書類が添付されていない」が1件、「審査請求人の主張に反論できていない」が1件であった。地方公共団体では「原処分の要件充足性について記載がない」が60件、「証拠書類が添付されていない」が44件、「審査請求人の主張に反論できていない」が46件、「その他」が18件であった。

※複数回答

| | 回答総数 (4-1で 「よくあつ た」「たま にあつた」 を選択した 審査庁の 数) | | 原処分の要 件充足性に ついて記載 がない | | 証拠書類が 添付されて いない | | 審査請求人 の主張に反 論できてい ない | | その他 | |
|--------------------|---|------|--------------------------------|-----|-----------------------|-----|-------------------------------|-----|----------|-----|
| | 審査 庁数 | 割合 | 審査 庁数 | 割合 | 審査 庁数 | 割合 | 審査 庁数 | 割合 | 審査 庁数 | 割合 |
| 国 | 2 | 100% | 0 | 0% | 1 | 50% | 1 | 50% | 0 | 0% |
| 地方公共団 体 | 90 | 100% | 60 | 66% | 44 | 49% | 46 | 51% | 18 | 20% |
| 都道府県 | 25 | 100% | 20 | 80% | 13 | 52% | 13 | 52% | 4 | 16% |
| 政令指定 都市 | 12 | 100% | 7 | 58% | 7 | 58% | 7 | 58% | 4 | 33% |
| その他 (市区町 村等) | 53 | 100% | 33 | 62% | 24 | 45% | 26 | 49% | 10 | 19% |

4-2-1 その他

- ・審査請求に係る処分に至るまでに行われてきた審査請求人に関連する処分の経過等の記載がなく、事案の把握が困難だった。
- ・弁明書の内容から、審査請求書の内容を理解していないと思われることがあった。
- ・弁明内容について、失当な部分があった（「法で定められた基準に即し～」と記述があるが、当該基準は法で定められたものではない等）。
- ・何故その処分が適法、適正なのかという点についてさえ、説明が不足していることが多々ある。
- ・効果裁量がある処分なのに、なぜその効果が生じるのか説明が不十分である。
- ・証拠書類が証拠としては不十分であった。
- ・原処分の要件充足性について記述があるものの、法的根拠や制度の理解が不十分であることが理由で当該要件の解釈や当てはめの記述が不十分である。
- ・複数の処分について弁明すべきところ、一部の処分についての弁明が欠落している。
- ・処分理由を説明する箇所において、処分通知書に記載されているものと全く又はほぼ同じ記載しかなく、どの規範にどのようにあてはめたのかについて具体的記載がない。
- ・法律、政令、省令が存在しているにもかかわらず、処分庁において定めているマニュアル、要綱に沿って処分を行ったとしか記載されておらず、当該マニュアル等と法令との関連性の説明が欠落している。

5 口頭意見陳述の機会の付与の例外・審理員の指名の例外について

※地方公共団体のみ

5-1 情報公開条例又は個人情報保護条例に基づく処分に係る審査請求における審理員の指名について

○審理員の指名について、回答総数（全ての回答主体）1,688のうち、「省略している」が930件、「省略していない」が532件であった。

| | 回答総数（全ての回答主体） | | 省略している | | 省略していない | |
|------------|---------------|------|--------|-------|---------|-------|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| 地方公共団体 | 1,688 | 100% | 930 | 55% | 532 | 31.5% |
| 都道府県 | 40 | 100% | 39 | 97.5% | 0 | 0% |
| 政令指定都市 | 18 | 100% | 17 | 94.5% | 0 | 0% |
| その他（市区町村等） | 1,630 | 100% | 874 | 53% | 532 | 32.5% |

5-2 審理員の指名を省略している理由

○審理員の指名を省略している理由は、回答総数（5-1において「省略している」を選んだ審査庁の数）930のうち、「審査庁において、迅速に審理手続を進めるため」が425件、「諮問先の情報公開個人情報保護審査会において、インカメラ審理や口頭意見陳述の実施等の実質的な審理手続が行われているため」が44件、「その他」が18件であった。

※複数回答

| | 回答総数（5-1において「省略している」を選んだ審査庁の数） | | 審査庁において、迅速に審理手続を進めるため | | 諮問先の情報公開個人情報保護審査会において、インカメラ審理や口頭意見陳述の実施等の実質的な審理手続が行われているため | | その他 | |
|------------|--------------------------------|------|-----------------------|-------|--|------|------|-------|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| 地方公共団体 | 930 | 100% | 425 | 45.6% | 44 | 4.5% | 18 | 2% |
| 都道府県 | 39 | 100% | 5 | 12.8% | 13 | 33% | 4 | 10% |
| 政令指定都市 | 17 | 100% | 4 | 23.5% | 7 | 41% | 4 | 23.5% |
| その他（市区町村等） | 874 | 100% | 416 | 47.5% | 24 | 2.5% | 10 | 1% |

5-2-1 その他

- ・必置でないため。
- ・行審法改正前に実質的審査を行っていた情報公開・個人情報保護審査会の役割を引き継いだ行政不服審査会が審理するため。
- ・内容が複雑多岐に渡るものでないと考えられるため。
- ・開示請求があったときは、開示、不開示の決定を14日以内としている迅速性と整合性をとる必要もあると考えられるため。

5-3 審理員の指名をしている理由

○審理員の指名をしている理由は、回答総数（5-1において「省略していない」を選択した審査庁の数）532のうち、「審理員による慎重な審理手続を行うことができるため」が378件、「専門性のある審理員が審理を行うことができるため」が154件、「その他」が

53 件であった。

※複数回答

| | 回答総数（5－1において「省略していない」を選択した審査庁の数） | | 審理員による慎重な審理手続を行うことができるため | | 専門性のある審理員が審理を行うことができるため | | その他 | |
|------------|----------------------------------|------|--------------------------|-----|-------------------------|-----|------|-----|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| その他（市区町村等） | 532 | 100% | 378 | 71% | 154 | 40% | 53 | 10% |

5－3－1 その他

- ・公正な立場にある審理員が審理を行うことができるため。
- ・条例の中で例外を定めていないため。

6 口頭意見陳述における代理人の出席制限について

6－1 審査請求人に複数の代理人が就いている場合に、口頭意見陳述の申立てを受けた件数

- 審査請求人に複数の代理人が就いている場合に、口頭意見陳述の申し立てを受けた件数は、回答総数（令和2年度の処理件数）32,186のうち、国の機関では13件、地方公共団体では266件であった。

| | 回答総数（令和2年度の処理件数） | | 件数 | |
|------------|------------------|------|-----|---------------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 ※審査庁数 |
| 国 | 23,681 | 100% | 13 | 0.05% ※1機関 |
| 地方公共団体 | 8,505 | 100% | 266 | 3% ※22団体 |
| 都道府県 | 6,223 | 100% | 27 | 0.4% ※12団体 |
| 政令指定都市 | 622 | 100% | 1 | 0.1% ※1団体 |
| その他（市区町村等） | 1,660 | 100% | 238 | 14% ※9団体 |

6-2 審査請求人に複数の代理人が就いている場合の口頭意見陳述の支障について

○審査請求人に複数の代理人が就いている場合の口頭意見陳述の支障について、回答総数（複数の代理人が就いている場合に口頭意見陳述の申立てを受けた審査庁の数）23のうち、国の機関では「特になし」が1件であった。地方公共団体では「特になし」が20件、「口頭意見陳述の円滑な遂行」が2件であった。

※複数回答

| | 回答総数 (複数の代理人 が就いて いる場合 に口頭意見 陳述の申立 てを受けた 審査庁の 数) | | 特になし | | 口頭意見陳 述の円滑な 遂行 | | 物理的な場 所の確保等 | | その他 | |
|--------------------|--|------|----------|------|----------------------|-----|----------------|----|----------|----|
| | 審査 庁数 | 割合 | 審査 庁数 | 割合 | 審査 庁数 | 割合 | 審査 庁数 | 割合 | 審査 庁数 | 割合 |
| 国 | 1 | 100% | 1 | 100% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 地方公共団 体 | 22 | 100% | 20 | 91% | 2 | 9% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 都道府県 | 12 | 100% | 12 | 100% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 政令指定 都市 | 1 | 100% | 1 | 100% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| その他 (市区町 村等) | 9 | 100% | 7 | 77% | 2 | 22% | 0 | 0% | 0 | 0% |

6-2-1 支障が生じた場合の対応方法

- ・あらかじめ代理人に質問したい点について質問書の提出を依頼した。
- ・特に何もしていない。

7 口頭意見陳述における申立人の陳述の制限について

7-1 行審法第31条による口頭意見陳述において、申立人の陳述を制限した、又は、制限

しようとしたことがあるか

○口頭意見陳述において、申立人の陳述を制限した、又は、制限しようとしたことがあるかについて、回答総数（令和2年度の処理件数が1件以上ある審査庁の数）375のうち、国の機関では「制限した」が1件、「制限しようとしたことがない」が12件であった。地方公共団体では「制限した」が24件、「制限しようとしたことがあるができなかった」が5件、「制限しようとしたことがない」が310件であった。

※複数回答

| | 回答総数（令和2年度の処理件数が1件以上ある審査庁の数） | | 制限した | | 制限しようとしたことがあるができなかった | | 制限しようとしたことはない | |
|------------|------------------------------|------|------|-------|----------------------|------|---------------|-------|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| 国 | 15 | 100% | 1 | 6.6% | 0 | 0% | 12 | 80% |
| 地方公共団体 | 360 | 100% | 24 | 6.5% | 5 | 1.5% | 310 | 86% |
| 都道府県 | 40 | 100% | 7 | 17.5% | 3 | 7.5% | 29 | 72.5% |
| 政令指定都市 | 18 | 100% | 3 | 16.5% | 0 | 0% | 13 | 72% |
| その他（市区町村等） | 302 | 100% | 14 | 4.5% | 2 | 0.5% | 268 | 88.5% |

7-2-1 制限又は制限をしようとした理由

○制限又は制限をしようとした理由は、回答総数（7-1において「制限した」、「制限しようとしたことがあるができなかった」審査庁の数）30のうち、国の機関では「申立人が長時間にわたり審査請求と関係性の乏しい陳述をしていたため」が1件であった。地方公共団体では「申立人が長時間にわたり審査請求と関係性の乏しい陳述をしていたため」が25件、「その他」が4件であった。

※複数回答

| 回答総数（7-1において「制限した」、「制限しようとしたことがあるができなかった」審査庁の数） | 申立人が長時間にわたり審査請求と関係性の乏しい陳述をしていたため | その他 |
|---|----------------------------------|-----|
| | | |

| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
|------------|------|------|------|-------|------|-----|
| 国 | 1 | 100% | 1 | 100% | 0 | 0% |
| 地方公共団体 | 29 | 100% | 25 | 86% | 4 | 14% |
| 都道府県 | 10 | 100% | 8 | 80% | 1 | 10% |
| 政令指定都市 | 3 | 100% | 3 | 100% | 0 | 0% |
| その他（市区町村等） | 16 | 100% | 14 | 87.5% | 3 | 19% |

7-2-1-1 その他

- ・開催時間を超過して陳述を続けていたため。
- ・処分庁の態度が悪い等の審理に関係ない不規則発言があったため。

7-2-2 制限をする際の工夫事例

- ・実施当日の冒頭において、具体例を挙げて陳述を制限する場合がある旨をあらかじめ注意喚起している。
- ・ある程度の発言は許容した上で、審査請求と無関係な発言は止めるように審理員から注意をした。
- ・事前に質問事項を把握するため、審査請求人から質問事項を記載した書面を提出してもらっている。
- ・あらかじめ口頭意見陳述の終了時間を設定し、申立人へ通知した。

7-3 制限をしようとしたができなかった理由

- ・口頭意見陳述において申立人が処分庁等に対して次々と質問を重ねたため。
- ・制限の趣旨を説明したが、審査請求人に理解されず、制限を強行することで口頭意見陳述が長期化する可能性が高かったため。
- ・制限をした場合に陳述人との関係が悪化し、今後の円滑な審理に影響が出ることを懸念したため。
- ・審査請求と関係性が乏しいと思われる陳述であっても、それを明確に立証することができないと考えたため。
- ・制限をしても再度関係性の乏しい陳述を申立人が繰り返したため。

8 義務付け裁決について

※「義務付け裁決」とは、申請拒否処分に係る審査請求又は不作為についての審査請求につき理由があるとして認容（申請拒否処分に係る審査請求については一部認容を含む。）した場合において、審査庁が当該申請に対し、行審法第 46 条第 2 項各号若しくは第 49 条

第3項各号に定める措置をとった場合をいう。

8-1 義務付け裁決を行うか検討した事例があるか

○義務付け裁決を行うか検討した事例は、回答総数（令和2年度の処理件数が1件以上ある審査庁の数）375のうち、国の機関では「ある（情報公開個人情報保護関係）」が4件、「ある（情報公開個人情報保護関係を除く）」が2件、「ない」が11件であった。地方公共団体では「ある（情報公開個人情報保護関係）」が28件、「ある（情報公開個人情報保護関係を除く）」が12件、「ない」が315件であった。

※複数回答

| | 回答総数（令和2年度の処理件数が1件以上ある審査庁の数） | | ある（情報公開個人情報保護関係） | | ある（情報公開個人情報保護関係を除く） | | ない | |
|------------|------------------------------|------|------------------|-------|---------------------|-------|------|-------|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| 国 | 15 | 100% | 4 | 26.5% | 2 | 13% | 11 | 73% |
| 地方公共団体 | 360 | 100% | 28 | 8% | 12 | 3% | 315 | 87% |
| 都道府県 | 40 | 100% | 10 | 80% | 5 | 12.5% | 24 | 60% |
| 政令指定都市 | 18 | 100% | 2 | 11% | 1 | 5.5% | 14 | 78% |
| その他（市区町村等） | 302 | 100% | 16 | 5% | 6 | 2% | 277 | 91.5% |

8-2 情報公開個人情報保護関係の事例において、検討の結果、義務付け裁決を行わなかった理由

- ・回答なし

8-3 情報公開個人情報保護関係を除く事例において、検討の結果、義務付け裁決を行わなかった理由

- ・裁決前に審査請求が取り下げられたため。
- ・原処分が撤回されたため。

9 手続の簡略化について

9-1 審理手続の併合を行った件数

○審理手続の併合を行った件数は、回答総数（令和2年度の処理件数）32,186のうち、国の機関では13件、地方公共団体では245件であった。

| | 回答総数（令和2年度の処理件数） | | 件数 | |
|------------|------------------|------|-----|---------------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 ※審査庁数 |
| 国 | 23,681 | 100% | 13 | 0.05% ※1機関 |
| 地方公共団体 | 8,505 | 100% | 245 | 3% ※22団体 |
| 都道府県 | 6,223 | 100% | 179 | 3% ※12団体 |
| 政令指定都市 | 622 | 100% | 20 | 3% ※1団体 |
| その他（市区町村等） | 1,660 | 100% | 46 | 3% ※9団体 |

9-2 併合を行った事例の具体例

- ・同一趣旨でなされた2件の審査請求につき、請求人の了解のもと、併合審理を行った事例。
- ・複数の処分庁が同一の理由で審査請求人が有する各処分庁の許可をそれぞれ取り消した事例。
- ・処分庁が同一の違反行為について同一日付けで発令した業務（取引等）停止命令、指示及び業務禁止命令の各処分に対する審査請求であった事例。
- ・同一の申請者から複数の審査請求があった案件のうち、処分理由が同じ事例。
- ・同一の申請者から複数の審査請求があった案件のうち、処分庁や関係資料が同一であった事例。
- ・同一の申請者から複数の審査請求があった案件のうち、相互に関連性を有している事例。
- ・同一の申請者から複数の審査請求があった案件のうち、類似している事例。
- ・同一の申請者から自己情報開示請求の非開示部分の対象文書が重複した事例。
- ・同一の申請者から一連の処分に対する審査請求が異なるタイミングでなされた事例。
- ・A（個人）とB（法人、代表者はA）の間の不動産所有権移転に対してなされた税の賦課決定処分についてA、Bから審査請求がなされ、証拠等が共通していた事例。
- ・複数名からの同一の内容の審査請求があり、審査請求人の代理人が同一であった事例。
- ・夫婦から税に関する処分（課税処分、扶養控除など）に対する審査請求が行われた事例。
- ・生活保護の基準改定に伴う集団請求について、同一処分庁に係る請求を口頭意見陳述実

施手続に関して併合した事例。

- ・年金の遡及支給に伴う生活保護費返還決定と生活保護変更決定の事例。

9-3 平成 26 年法改正により、併合を行う主体が、原則として審査庁から審理員となったことにより生じた支障

- ・回答なし

9-4 審理手続を経ないで却下裁決をする場合に、判断が困難であった事例

- ・審査請求期間の算定において、「審査請求された日」が「消印日」なのか「投函日」なのかという点で判断が困難であった事例。
- ・運転免許交付（特別失効者の再交付）に係る処分性及び請求の利益についての事例。
- ・審査請求人が主張する「処分があったことを知った日」が処分日と大きく乖離する事例。
- ・行審法第 18 条の「正当な理由」の判断が困難だった（処分庁職員が虚偽の教示を行ったことで審査請求ができなかった等）事例。
- ・事実の存否の判定が難しい事項やそもそも取消しが観念できない（訴えの利益の存否に関する判断が困難）事項について審査請求が提起された事例。
- ・審査請求の対象とならない特別定額給付金に関する審査請求について、処分庁がないため、裁決書を本自治体を書くことで問題はないか判断に時間を要した事例。
- ・条例に基づき墓地の使用許可を受けた者に対する同条例の規定による当該墓地の管理に要する費用の徴収行為が処分に当たるかの判断が困難であった事例。

9-5 行審法第 41 条に基づき、審理手続を終結する場合に、判断が困難であった事例

- ・期日を定めて反論書の提出を命じるも、期日までに請求人からの反論書の提出がない場合、審理手続を終結してよいか判断に迷った事例。
- ・処分庁の主張が不明確な場合に、どこまで確認するか判断に迷った事例。
- ・審査請求人が死亡後、推定相続人が相続放棄し、相当の期間を経過しても審査請求人の地位の承継の届出がなされなかった事例。
- ・審査請求人と処分庁との間で書面でのやり取りを行う際に、互いの論点がずれてきたり、新たに派生したりしていき、論点整理を行うことが困難であった事例。

10 大量請求について

10-1-1 同一人からの大量請求や繰返しの請求をされたことがあるか

- 同一人からの大量請求や繰返しの請求をされたことがあるかについて、回答総数（令和 2 年度の処理件数が 1 件以上ある審査庁の数）375 のうち、国の機関では「ある」が 6 件、

「ない」が9件であった。地方公共団体では「ある」が41件、「ない」が319件であった。

| | 回答総数（令和2年度の処理件数が1件以上ある審査庁の数） | | ある | | ない | |
|------------|------------------------------|------|------|-------|------|-------|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| 国 | 15 | 100% | 6 | 40% | 9 | 60% |
| 地方公共団体 | 360 | 100% | 41 | 11% | 319 | 88% |
| 都道府県 | 40 | 100% | 11 | 27.5% | 29 | 72.5% |
| 政令指定都市 | 18 | 100% | 4 | 22% | 13 | 72% |
| その他（市区町村等） | 302 | 100% | 26 | 8% | 276 | 91.5% |

10-1-2 「ある」場合の件数とその内容の例

- ・不作為の審査請求（指定した「開示の実施の方法」による複写の交付を改めて求める。）（4,163件）。
- ・不作為の審査請求（情報公開・個人情報保護審査会への諮問を怠っている。）（338件）。
- ・不作為の審査請求（原本にふさわしい解像度のレベルでの複写の交付を求める。）（276件）。
- ・情報公開法及び個人情報保護法に基づく不開示処分に対する審査請求（188件）。
- ・複数月にわたる療養費、傷病手当金に係る不支給事案、遺族給付と未支給年金に係る不支給事案に対する審査請求（183件）。
- ・行政文書開示請求や保有個人情報開示請求に対して行った一部開示決定や不開示決定に対する審査請求（11件）。
- ・利用不停止決定に対する審査請求（4件）。
- ・同一所在地の事業に係る同一文書である「保険関係成立届、又は一括有期事業開始届文書労働保険関係成立届」に対する審査請求（4件）。
- ・療養補償給付不支給処分に対する審査請求（4件）。
- ・シートベルト着用義務免除に対する審査請求（195件）。
- ・ダム建設工事及びこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事の事業の認定に対する審査請求（167件）。
- ・医療扶助移送費の不支給決定に対する審査請求（18件）。
- ・教員採用候補者選考試験及び学校実習助手採用試験に係る文書及び模範解答等の開示請求に対する審査請求（7件）。

- ・求職活動移送費申請に係る不作為に対する審査請求（4件）。
- ・労災保険給付不支給決定に対する審査請求。
- ・司法書士試験に関する行政文書の不開示決定に対する審査請求。

10-1-3 同一人からの大量請求や繰返しの請求をされた場合、審理を円滑・迅速に進めるために対応をしているか

○審理を円滑・迅速に進めるために対応をしているかについて、回答総数（10-1-1において「ある」を選択した審査庁）47のうち、国の機関では「対応している」が3件、「対応していない」が4件であった。地方公共団体では「対応している」が31件、「対応していない」が10件であった。

| | 回答総数（10-1-1において「ある」を選択した審査庁） | | 対応している | | 対応していない | |
|------------|------------------------------|------|--------|-------|---------|-------|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| 国 | 6 | 100% | 3 | 50% | 3 | 50% |
| 地方公共団体 | 41 | 100% | 31 | 75.5% | 10 | 24.5% |
| 都道府県 | 11 | 100% | 9 | 82% | 2 | 18% |
| 政令指定都市 | 4 | 100% | 4 | 100% | 0 | 0% |
| その他（市区町村等） | 26 | 100% | 18 | 69% | 8 | 31% |

10-1-4 同一人からの大量請求や繰返しの請求をされた場合、審理を円滑・迅速に進めるためにどのような対応をしているか

○審理を円滑・迅速に進めるためにどのような対応をしているかについて、回答総数（10-1-3において「対応している」を選択した審査庁）34のうち、国の機関では「行審法第39条による審理手続の併合」が1件、「その他」が3件であった。地方公共団体では「行審法第24条による審理手続を経ずに却下裁決」が14件、「行審法第39条による審理手続の併合」が12件、「行審法第43条第1項第5号による行政不服審査会等への諮問の省略」が8件、「その他」が12件であった。

※複数回答

| | 回答総数 （10-1-3において「対応している」を選択した審査 | 行審法第24条による審理手続を経ずに却下裁決 | 行審法第39条による審理手続の併合 | 行審法第43条第1項第5号による行政不服審査会等への諮問の省略 | その他 |
|--|------------------------------------|------------------------|-------------------|---------------------------------|-----|
| | | | | | |

| | 庁) | | | | | | | | | |
|------------------------|----------|------|----------|-----|----------|-------|----------|-------|----------|-----|
| | 審査 庁数 | 割合 | 審査 庁数 | 割合 | 審査 庁数 | 割合 | 審査 庁数 | 割合 | 審査 庁数 | 割合 |
| 国 | 3 | 100% | 0 | 0% | 1 | 16.5% | 0 | 0% | 3 | 50% |
| 地方公共 団体 | 31 | 100% | 14 | 34% | 12 | 29% | 8 | 19.5% | 12 | 29% |
| 都道府 県 | 9 | 100% | 4 | 36% | 5 | 45.5% | 2 | 18% | 7 | 63% |
| 政令指 定都市 | 4 | 100% | 3 | 75% | 1 | 25% | 1 | 25% | 1 | 25% |
| その他 (市区 町村 等) | 18 | 100% | 7 | 27% | 6 | 23% | 5 | 19% | 4 | 15% |

10-1-4-1 その他

- ・ 行政機関情報公開法第19条第1項第1号に基づき、情報公開・個人情報保護審査会への諮問を経ずに却下裁決を行っている。
- ・ 開示決定に対する大量の審査請求については、開示制度所管課で管理し、まとめて対応している。
- ・ 情報公開の処分決定に係る審査請求がほぼ全てのため、情報公開審査会の判断のもと、請求の内容について、同様の結論となるものについてはまとめて審査している。
- ・ 情報公開条例により設置された情報公開審査会における調査審議手続の併合をしている。
- ・ 弁護士に相談を行い、案件の併合等を検討している。
- ・ 審査会における審理の併合をしている。
- ・ 行政不服審査会において、複数の事案を並行審理して答申を行った。
- ・ 行審法第43条第1項第6号（却下）による審査会への諮問の省略をしている。
- ・ 個別に審査会に諮問した上で、同日の審査会において複数の諮問を一括で審議している。
- ・ 審査会の審議の際、案件が異なるため併合できない場合でも、類似の案件はできるだけ同日に審議するようにしている。

10-1-5 同一人からの大量請求や繰返しの請求をされた場合に、審理を円滑・迅速に進めるために対応をしていない理由

- ・ 1件ずつ別個の審査請求として対応したため。

- ・対応方法等は検討しているところである。
- ・取下げや認容裁決があったため。
- ・同一人物から提出される審査請求が、それぞれ異なる案件に関するものであるため、個別に対応せざるを得ないと考えている。
- ・請求の時期が異なっているため。
- ・開示請求の対象が明白であり、件数も多くなかったことから、業務に過度の負担は生じないと判断したため。
- ・審査請求理由が微妙に違うため。
- ・主張する内容が多く、意見聴取に相当な時間を要するため。
- ・行審法第 11 条第 2 項（総代の互選命令）又は同法第 39 条（審理手続の併合）を適用できれば大量請求についての事務負担が軽減されるが、適用実績がなく、どのような場合に適用可能又は不適當なのか判断が困難であるため。
- ・情報公開法等に係る審査請求においては、行審法第 24 条、第 39 条、第 43 条第 1 項第 5 号等が適用されないため。
- ・形式面は整っており補正等の対象にならないこと、情報公開・個人情報保護に関する請求であり審理員を指名しておらず行審法第 39 条による併合の余地がないことや行政不服審査会等への諮問は元々不要であるため。

10-2-1 国が処分基準を改定した際などに、複数人から、争点が共通する大量請求をされたことがあるか

○複数人から、争点が共通する大量請求をされたことがあるかについて、回答総数（令和 2 年度の処理件数が 1 件以上ある審査庁の数）375 のうち、国の機関では「ある」が 2 件、「ない」が 12 件であった。地方公共団体では「ある」が 17 件、「ない」が 340 件であった。

| | 回答総数（令和 2 年度の処理件数が 1 件以上ある審査庁の数） | | ある | | ない | |
|------------|----------------------------------|------|------|-------|------|-------|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| 国 | 15 | 100% | 2 | 13% | 12 | 80% |
| 地方公共団体 | 360 | 100% | 17 | 4.7% | 340 | 94.5% |
| 都道府県 | 40 | 100% | 17 | 42.5% | 23 | 57.5% |
| 政令指定都市 | 18 | 100% | 0 | 0% | 16 | 89% |
| その他（市区町村等） | 302 | 100% | 0 | 0% | 301 | 99.5% |

10-2-2 「ある」場合の件数とその内容の例

- ・生活保護の基準改定に対する審査請求（500件）。
- ・都市計画道路事業の認可処分に対する審査請求（879件）。
- ・後期高齢者医療保険料額決定処分に対する審査請求（21件）。

10-2-3 複数人から、争点が共通する大量請求をされた場合、審理を円滑・迅速に進めるために対応をしているか

○審理を円滑・迅速に進めるために対応をしているかについて、回答総数（10-2-1において「ある」を選択した審査庁）19のうち、国の機関では「対応している」が2件であった。地方公共団体では「対応している」が12件、「対応していない」が5件であった。

| | 回答総数（10-2-1において「ある」を選択した審査庁） | | 対応している | | 対応していない | |
|--------|------------------------------|------|--------|-------|---------|-------|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| 国 | 2 | 100% | 2 | 100% | 0 | 0% |
| 地方公共団体 | 17 | 100% | 12 | 70.5% | 5 | 29.5% |
| 都道府県 | 17 | 100% | 12 | 70.5% | 5 | 29.5% |

10-2-4

複数人から、争点が共通する大量請求をされた場合、審理を円滑・迅速に進めるためにどのような対応をしているか

○審理を円滑・迅速に進めるためにどのような対応をしているかについて、回答総数（10-2-3において「対応している」を選択した審査庁）14のうち、国の機関では「行審法第39条による審理手続の併合」が1件、「その他」が1件であった。地方公共団体では、「行審法第24条による審理手続を経ずに却下裁決」が1件、「行審法第39条による審理手続の併合」が4件、「行審法第43条第1項第5号による行政不服審査会等への諮問の省略」が5件、「その他」が6件であった。

※複数回答

| | 回答総数（10-2-3において「対応している」を選択した審査庁） | | 行審法第24条による審理手続を経ずに却下裁決 | | 行審法第39条による審理手続の併合 | | 行審法第43条第1項第5号による行政不服審査会等への諮問の省略 | | その他 | |
|--|----------------------------------|----|------------------------|----|-------------------|----|---------------------------------|----|-----|----|
| | 審査 | 割合 | 審査 | 割合 | 審査 | 割合 | 審査 | 割合 | 審査 | 割合 |
| | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|------------|----|------|----|----|----|-------|----|-------|----|-----|
| | 庁数 | | 庁数 | | 庁数 | | 庁数 | | 庁数 | |
| 国 | 2 | 100% | 0 | 0% | 1 | 50% | 0 | 0% | 1 | 50% |
| 地方公共 団体 | 17 | 100% | 1 | 6% | 4 | 23.5% | 5 | 29.5% | 6 | 35% |
| 都道府 県 | 17 | 100% | 1 | 6% | 4 | 23.5% | 5 | 29.5% | 6 | 35% |

10-2-4-1 その他

- ・併合の手続はとっていないが、審理は同時に進めた。
- ・各審査請求に共通する争点を抜き出し審理したうえで、個別の審理員意見書作成時に審理内容を反映させ、意見書提出の迅速化を図っている。
- ・早い段階で口頭意見陳述日程を調整している。
- ・申立人の口頭意見陳述に時間制限を設けた。

10-2-5 複数人から、争点が共通する大量請求をされた場合に、審理を円滑・迅速に進めるために特段の対応をしていない理由

- ・1件ずつ別個の審査請求として対応したため。
- ・請求内容を適切に判断するため。

10-3-1 国が定めた基準そのもの（当該基準に沿った個別の処分の当てはめではないもの）について争点となる事例はあるか

○国が定めた基準そのものについて争点となる事例はあるかについて、回答総数（令和2年度の処理件数が1件以上ある審査庁の数）375のうち、国の機関では「ある」が2件、「ない」が13件であった。地方公共団体では「ある」が16件、「ない」が341件であった。

| | 回答総数（令和2年度の処理件数が1件以上ある審査庁の数） | | ある | | ない | |
|------------|------------------------------|------|------|------|------|-------|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| 国 | 15 | 100% | 2 | 13% | 13 | 86.5% |
| 地方公共団体 | 360 | 100% | 16 | 4.5% | 341 | 95% |
| 都道府県 | 40 | 100% | 14 | 35% | 24 | 60% |
| 政令指定都市 | 18 | 100% | 0 | 0% | 17 | 94.5% |
| その他（市区町村等） | 302 | 100% | 2 | 0.5% | 300 | 99.5% |

10-3-2 「ある」場合の件数と内容

- ・60歳支給開始の老齢厚生年金を65歳から加算して支給を求めるという事案（1件）。
- ・時効成立に係る不服（2件）。
- ・自動車税種別割のグリーン化税制（新車新規登録から一定年数を経過した自動車について重課するもの）※税条例に基づく処分であるが、実質的には、地方税法により基準が定められている（2件）。
- ・生活保護法による保護の基準を争点とする事案（781件など）。
- ・法令及び条例で規定されている介護保険料の金額や徴収方法に対する審査請求（78件）。
- ・後期高齢者医療保険料額決定処分に対する審査請求（21件）。

10-3-3 国が定めた基準そのもの（当該基準に沿った個別の処分の当てはめではないもの）について争点となる請求をされた場合、審理を円滑・迅速に進めるために対応をしているか

○審理を円滑・迅速に進めるために対応をしているかについて、回答総数（10-3-1において「ある」を選択した審査庁）18のうち、国の機関では「対応している」が1件、「対応していない」が1件であった。地方公共団体では「対応している」が3件、「対応していない」が5件であった。

| | 回答総数（10-3-1において「ある」を選択した審査庁） | | 対応している | | 対応していない | |
|------------|------------------------------|------|--------|-----|---------|-------|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| 国 | 2 | 100% | 1 | 50% | 1 | 50% |
| 地方公共団体 | 16 | 100% | 9 | 56% | 5 | 31% |
| 都道府県 | 14 | 100% | 9 | 64% | 4 | 28.5% |
| その他（市区町村等） | 2 | 100% | 0 | 0% | 1 | 50% |

10-3-4 国が定めた基準そのもの（当該基準に沿った個別の処分の当てはめではないもの）について争点となる請求をされた場合、審理を円滑・迅速に進めるためにどのような対応をしているか

○審理を円滑・迅速に進めるためにどのような対応をしているかについて、回答総数（10-3-3において「対応している」を選択した審査庁）10のうち、国の機関では「行審法第24条による審理手続を経ずに却下裁決」が1件であった。地方公共団体では「行審法

第 24 条による審理手続を経ずに却下裁決」が 3 件、「行審法第 39 条による審理手続の併合」が 4 件、「行審法第 43 条第 1 項第 5 号による行政不服審査会等への諮問の省略」が 4 件、「その他」が 4 件であった。

※複数回答

| | 回答総数 (10-3-3において「対応している」を選択した審査庁) | | 行審法第 24 条による審理手続を経ずに却下裁決 | | 行審法第 39 条による審理手続の併合 | | 行審法第 43 条第 1 項第 5 号による行政不服審査会等への諮問の省略 | | その他 | |
|--------|--------------------------------------|------|--------------------------|-----|---------------------|-------|---------------------------------------|-----|------|-----|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| 国 | 1 | 100% | 1 | 50% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 地方公共団体 | 9 | 100% | 3 | 19% | 4 | 25% | 4 | 25% | 4 | 25% |
| 都道府県 | 9 | 100% | 3 | 36% | 4 | 45.5% | 3 | 18% | 2 | 63% |

10-3-4-1 その他

- ・各審査請求に共通する争点を抜き出し審理したうえで、個別の審理員意見書作成時に審理内容を反映させ、意見書提出の迅速化を図っている。
- ・早い段階で口頭意見陳述の日程を調整している（生活保護関係）。
- ・申立人の口頭意見陳述に時間制限を設けた。

10-3-5 国が定めた基準そのもの（当該基準に沿った個別の処分の当てはめではないもの）について争点となる請求をされた場合に、審理を円滑・迅速に進めるために特段の対応をしていない理由

- ・法が定める基準自体の妥当性に言及せずとも、認定事実が法令の規定に該当していることを示すことにより、容易に棄却が可能であるため。
- ・処分の不法・不当の有無の判断のみを行い、制度に関することは審理の範囲外として裁決しているため。
- ・請求内容を適切に判断するため。
- ・行審法第 43 条第 1 項第 5 号により諮問の省略ができるかの判断が困難であったため。
- ・審査請求人が異なっていたこともあり、個別に対応したため。
- ・市民の意見・提言を市政に反映させる市の独自制度を利用すると審査請求人の意向に

より、取下げられたため。

11 審査請求期間の徒過に関する「正当な理由」について

11-1 行審法第18条の「正当な理由」の判断が困難であった事例

- ・ 処分日から1年以上経過した後になされた審査請求であり、処分時点での審査請求人の心身の状態が悪く審査請求を行うことができなかったことを正当な理由として主張した事例。
- ・ 審査請求期間が徒過しているにもかかわらず、処分庁職員が勘違いから審査請求が可能である旨を口頭にて教示し、審査請求人が当該教示に従い審査請求を行った場合において、処分庁職員の誤った教示が「正当な理由」に該当するか否かの判断が困難であった事例。
- ・ 審査請求人から拘留中で接見禁止処分を受けていた旨の主張があった事例。
- ・ 障害者総合支援法に基づく補装具費の不支給に関する審査請求で、不支給決定処分後に補装具費の再申請をしたいとの請求人の意向に対応している間に審査請求期間を徒過した事例。
- ・ 処分庁職員が虚偽の教示を行ったことにより審査請求ができなかったと審査請求人が主張した事例。
- ・ 入院（本人の意思に基づかないものと主張）により外界との連絡が制限され審査請求ができなかったと請求人が主張した事例。
- ・ 口座振替の使用料徴収処分で、処分時に教示がなくその後教示を行ったものについて、審査請求期間の経過後に審査請求があった事例。
- ・ 基礎疾患を有する者が、新型コロナウイルス感染を恐れて外出が不可能であると主張された事例。
- ・ 入院（新型コロナウイルス感染等）、出産、国内外の出張、矯正施設に収監、自然災害などの事例。

12 オンライン請求について

12-1 デジタル手続法及び総務省デジタル手続法施行規則の規定により、審査請求をオンラインで受け付けているか

※デジタル手続法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律）

※総務省デジタル手続法施行規則（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する法律施行規則）

- 審査請求をオンラインで受け付けているかについて、回答総数（全ての回答主体）1,706のうち、国の機関では、「受け付けている」が5件、「受け付けていない」が13件であ

った。地方公共団体では「受け付けている」が49件、「受け付けていない」が1,582件であった。

受け付けた件数は、地方公共団体で5件であった。

| | 回答総数（全ての回答主体） | | 受け付けている | | | 受け付けていない | |
|------------|---------------|------|---------|-------|------|----------|-------|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 受付件数 | 審査庁数 | 割合 |
| 国 | 18 | 100% | 5 | 27% | 0 | 13 | 73% |
| 地方公共団体 | 1,688 | 100% | 49 | 3% | 5 | 1,582 | 94% |
| 都道府県 | 40 | 100% | 5 | 12.5% | 3 | 35 | 87.5% |
| 政令指定都市 | 18 | 100% | 1 | 5.5% | 0 | 15 | 83% |
| その他（市区町村等） | 1,630 | 100% | 43 | 2.5% | 2 | 1,532 | 94% |

12-2 オンラインで受け付けていない理由

○オンラインで受け付けていない理由について、回答総数（12-2-1で「受け付けていない」を選択した審査庁の数）1,595のうち、国の機関では「審査請求の件数が少ないため」が13件、「システムの整備等が困難であるため」が11件、「ノウハウがないため」が8件、「その他」が7件であった。地方公共団体では「審査請求の件数が少ないため」が1,292件、「システムの整備等が困難であるため」が784件、「ノウハウがないため」が590件、「その他」が78件であった。

※複数回答

| | 回答総数 （12-2-1で「受け付けていない」を選択した審査庁の数） | | 審査請求の件数が少ないため | | システムの整備等が困難であるため | | ノウハウがないため | | その他 | |
|--------|---------------------------------------|------|---------------|-------|------------------|-------|-----------|-------|------|-----|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| 国 | 13 | 100% | 13 | 100% | 11 | 84.5% | 8 | 61.5% | 7 | 54% |
| 地方公共団体 | 1,582 | 100% | 1,292 | 88% | 784 | 49.5% | 590 | 37% | 78 | 5% |
| 都道府 | 35 | 100% | 11 | 31.5% | 19 | 54% | 13 | 37% | 13 | 37% |

| 県 | | % | | % | | | | | | |
|------------------------|-------|----------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|
| 政令指 定都市 | 15 | 100 % | 6 | 40% | 11 | 73% | 5 | 33% | 5 | 33% |
| その他 (市区 町村 等) | 1,532 | 100 % | 1,275 | 83% | 754 | 49% | 572 | 37% | 60 | 4% |

12-2-1 その他

(検討中)

- ・検討中である。
- ・都道府県の共同電子申請サービスに加入し登録をする準備中である。

(利用頻度)

- ・請求人からの希望がないため
- ・費用対効果が小さいため。
- ・申請者に高齢者が多い分野があり、メールや電子媒体による作成等を不得手とする申請者も一定数存在し、オンラインによる審査請求は困難であると見込まれるため。

(本人確認・秘匿性)

- ・秘匿性の高い手続であり、かつ請求者やその関係者には高齢者が多いこと等の理由から、審査請求の場合であってもオンラインよりも書面での手続の方が適しているため。
- ・なりすまし等による請求が想定され、本人確認が困難なため。
- ・審査請求事務取扱処理要領上は、デジタル手続法に基づくものであれば電子メールによる審査請求を認めているが、実際に各審査担当部局において、総務省マニュアル（第6章「電子的方法の利用」127頁）が示すような例による「申請等を行った者を確認するための措置」に必要な仕組みを整備している事例はないため。

(手続的要因)

- ・個別にメールでの送付希望があれば連絡用メールアドレスを設置する等の個別対応は可能である。但し、誤送信等に伴うトラブル発生も予想されることから、一律の対応については今後の検討課題である。
- ・オンライン請求の取扱いが不明のため。
- ・審査請求先（審査庁）が事案によって異なることや、その後の手続においても、事案ごとに必要な手続が異なり、一律の取扱いができないため。
- ・審査庁事務は審査請求の対象処分に係る法令を所管している各担当課（生活保護事務な

ら同事務の担当課)が行っており、審査請求書は各担当課で受け付けている。オンライン申請を審査庁事務担当課で直接受け付ける場合には、法律や条例ごとに各審査庁担当課を設定する必要があるなど、システム上対応しきれない。一方、一所属(例えば法務担当課)で集中的に受け付けた上で、審査庁事務担当課に割り振る場合には、割振りの調整に要する受付担当課の事務量が增大するとともに、割振りのための時間が必要となり、結果として審理期間全体の増大につながると考えられるため。

- ・紙ベースでの証拠書類等が殆どであることから、情報量の関係で電子的に提出するのが難しいため。
- ・書類の確認等が煩雑化するため。
- ・やみくもに審査請求書を提出されることが懸念されるため。

(慎重な審理)

- ・デジタル手続法の趣旨は認識しているが、審査請求の手続に入る前に対面、電話等により担当者から説明を十分行うことが重要であると考えており、オンライン手続によってその機会が失われるおそれがあるため。
- ・全て窓口相談に来ており、その場で受領しているため。
- ・現在のところ、審査請求の事前相談や問合せに対し審査請求の対象となる処分に該当するか、申立人が何を訴えたいのかをしっかりと聞き取り、案内をすることで、よりよい審査請求とすることを目指しており、オンライン受付を始めると、審査請求とはマッチしない請求の増加が見込まれ、かえって審査期間の増幅等を招く恐れがあるため。
- ・内容が専門的であるため面談以外での補正対応等が困難である。証拠物の提出に関するオンライン化について調整が必要であるため。
- ・審査請求の押印が廃止されたため、メール等で請求があれば受け付けるが、事前に請求書の記載事項等について説明を求められるケースが多く、また、証拠物件の提出なども考慮すると、あまり現実的ではないため、積極的には周知していない。

13 オンラインによる口頭意見陳述について

13-1 行審法第31条に基づく口頭意見陳述をオンライン(テレビ会議システムやウェブ会議の利用)で行ったことはあるか

○口頭意見陳述をオンラインで行なったことがあるか否かは、回答総数(令和2年度の処理件数が1件以上ある審査庁の数)375のうち、国の機関では「ある」が1件、「ない」が12件であった。地方公共団体では「ある」が3件、「ない」が355件であった。

実施件数は、国の機関で1件、地方公共団体で4件であった。

| | | | |
|--|------------------|----|----|
| | 回答総数(令和2年度の処理件数が | ある | ない |
|--|------------------|----|----|

| | 1件以上ある審査庁の数) | | | | | | |
|------------|--------------|------|------|------|------|------|-------|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 実施件数 | 審査庁数 | 割合 |
| 国 | 15 | 100% | 1 | 6.5% | 1 | 12 | 80% |
| 地方公共団体 | 360 | 100% | 3 | 0.8% | 4 | 355 | 98.5% |
| 都道府県 | 40 | 100% | 1 | 2.5% | 2 | 38 | 95% |
| 政令指定都市 | 18 | 100% | 0 | 0% | 0 | 17 | 94.5% |
| その他(市区町村等) | 302 | 100% | 2 | 0.6% | 2 | 300 | 99% |

13-2 オンライン実施をしていない理由

○オンラインで実施をしていない理由について、回答総数(13-1で「ない」を選択した審査庁の数)367のうち、国の機関では「審査請求人からの希望がないため」が9件、「セキュリティの確保に懸念があるため」が1件、「オンラインで行うための環境整備等が困難であるため」が3件、「その他」が5件であった。地方公共団体では「審査請求人からの希望がないため」が335件、「セキュリティの確保に懸念があるため」が117件、「オンラインで行うための環境整備等が困難であるため」が140件、「その他」が33件であった。

※複数回答

| | 回答総数 (13-1で「ない」を選択した審査庁の数) | | 審査請求人からの希望がないため | | セキュリティの確保に懸念があるため | | オンラインで行うための環境整備等が困難であるため | | その他 | |
|--------|-------------------------------|------|-----------------|-------|-------------------|-------|--------------------------|-------|------|-------|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| 国 | 12 | 100% | 9 | 75% | 1 | 8% | 3 | 25% | 5 | 41.5% |
| 地方公共団体 | 355 | 100% | 335 | 94% | 117 | 33% | 140 | 39.5% | 33 | 9% |
| 都道府県 | 38 | 100% | 34 | 89.5% | 14 | 37% | 17 | 46% | 3 | 8% |
| 政令指定都市 | 17 | 100% | 13 | 76.5% | 11 | 65% | 8 | 47% | 0 | 0% |
| その他 | 300 | 100% | 288 | 96% | 92 | 30.5% | 115 | 38% | 30 | 10% |

| | | | | | | | | | | | |
|--|-----------------|--|---|--|--|--|---|--|--|--|--|
| | (市区 町村 等) | | % | | | | % | | | | |
|--|-----------------|--|---|--|--|--|---|--|--|--|--|

13-2-1 その他

- ・審査請求で口頭意見陳述を web で行うことを検討している事案はあるが、前例がなくどのような準備事項があるか、どのような点に留意すれば良いかの全容が把握できないため、口頭意見陳述の準備が難航している。
- ・特定分野における不服審査請求の申請者には高齢者が多く、オンラインによる口頭意見陳述の開催は困難であると見込まれるため。
- ・口頭意見陳述をオンラインで行うとした場合、請求人の都合に合わせて実施するといったような（請求人の仕事が終わった平日夜及び土日祝日における口頭意見陳述の実施等）、過剰な便宜を図るよう求められることが考えられるため。
- ・本人確認が困難であるため。
- ・非公開性の確保が困難なため。
- ・アクリル板の設置や、定員人数半分以下の人数で開催するなど新型コロナウイルス感染症予防対策を行ったうえで開催したため。
- ・オンラインでの実施が適法であることを知らなかったため。
- ・コロナ禍で外出困難と訴える審査請求人に、ウェブ会議による開催を案内したが、本人が口頭意見陳述の申立てを取り下げたため、実現しなかった。
- ・令和3年度以降は実施予定。

14 物件の提出について

14-1 行審法第33条に基づき物件の提出を求めたことがあるか

○行審法第33条に基づき物件の提出を求めたことがあるか否かは、回答総数（令和2年度の処理件数が1件以上ある審査庁の数）375のうち、国の機関では「ある」が5件、「ない」が8件であった。地方公共団体では「ある」が76件、「ない」が282件であった。物件の提出を求めた件数は、国の機関で340件、地方公共団体で536件であった。

| | 回答総数（令和2年度の処理件数が1件以上ある審査庁の数） | | ある | | | ない | |
|---|------------------------------|------|------|-----|-----|------|-----|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 件数 | 審査庁数 | 割合 |
| 国 | 15 | 100% | 5 | 33% | 340 | 8 | 53% |

| | | | | | | | |
|------------|-----|------|----|-------|-----|-----|-------|
| 地方公共団体 | 360 | 100% | 76 | 21% | 536 | 282 | 78% |
| 都道府県 | 40 | 100% | 24 | 60% | 427 | 15 | 37.5% |
| 政令指定都市 | 18 | 100% | 8 | 44.5% | 36 | 9 | 50% |
| その他（市区町村等） | 302 | 100% | 44 | 14.5% | 73 | 276 | 91% |

14-2 「ある」場合に物件の提出を拒まれたことがあるか

○物件の提出を拒まれたことがあるか否かは、回答総数（物件の提出を求めたことがある審査庁の数）81のうち、国の機関では「ある」が1件、「ない」が4件であった。地方公共団体では「ある」が5件、「ない」が69件であった。

| | 回答総数（物件の提出を求めたことがある審査庁の数） | | ある | | ない | |
|------------|---------------------------|------|------|-------|------|-------|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| 国 | 5 | 100% | 1 | 20% | 4 | 80% |
| 地方公共団体 | 76 | 100% | 5 | 6.5% | 69 | 91% |
| 都道府県 | 24 | 100% | 3 | 12.5% | 21 | 87.5% |
| 政令指定都市 | 8 | 100% | 0 | 0% | 8 | 100% |
| その他（市区町村等） | 44 | 100% | 2 | 4.5% | 40 | 91% |

14-3 拒まれた具体事例

- ・出勤簿、賃金台帳の写し。
- ・審査請求人の就労先に給与の算定資料の提出を求めたところ、資料の不存在を理由に提出を拒否された。
- ・土地区画整理法に基づく仮換地処分に係る審査請求事案で、従前地に廃棄物が埋却しているとして立会調査が行われた時の報告書や写真等の提出を廃棄物行政所管部署等に求めた。
- ・審査請求人に原処分に係る通知の写しの提出を求めたが提出されず、処分庁に提出を求めるよう主張された。
- ・弁明書に対する反論書において追加証拠を提出予定との記載があったため、行審法第33条に基づく物件の提出は拒まれた。
- ・職権で処分の理由となる事実を証する書類等の提出を求めた。
- ・処分庁に対して、処分庁が交付要求を行ったことを示す書類、差押処分にあたり国税徴収法に基づく控除を行う前の老齢年金の金額及び当該控除額を示す書類を求めた。

15 参加人からの意見書の提出状況について

15-1 参加人から行審法第30条第2項の意見書が提出された件数

○参加人から行審法第30条第2項の意見書が提出された件数は、回答総数（令和2年度の処理件数）32,186のうち、国の機関では219件、地方公共団体では33件であった。

| | 回答総数（令和2年度の処理件数） | | 件数 | |
|------------|------------------|------|-----|---------------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 ※審査庁数 |
| 国 | 23,681 | 100% | 219 | 0.9% ※4機関 |
| 地方公共団体 | 8,505 | 100% | 33 | 0.4% ※19団体 |
| 都道府県 | 6,223 | 100% | 14 | 0.2% ※8団体 |
| 政令指定都市 | 622 | 100% | 1 | 0.1% ※2団体 |
| その他（市区町村等） | 1,660 | 100% | 18 | 1% ※9団体 |

16 審理員意見書・裁決・答申書の内容について

※地方公共団体においては、必要に応じて行政不服審査会等に照会の上、回答（国の機関の場合には、審査庁の立場から回答）。

16-1 行審法第42条に規定する審理員意見書が不十分であると感じた点はあるか

○審理員意見書が不十分であると感じた点はあるかについて、回答総数（令和2年度の処理件数が1件以上ある審査庁の数）375のうち、国の機関では「特にない」が8件、「審理員意見書の提出を受けていない」が6件であった。地方公共団体では「ある」が22件、「特にない」が237件、「審理員意見書の提出を受けていない」が92件であった。

| | 回答総数（令和2年度の処理件数が1件以上ある審査庁の数） | | ある | | 特にない | | 審理員意見書の提出を受けていない | |
|--|------------------------------|----|------|----|------|----|------------------|----|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|------------------------|-----|------|----|-------|-----|-------|----|-------|
| 国 | 15 | 100% | 0 | 0% | 8 | 53% | 6 | 40% |
| 地方公共 団体 | 360 | 100% | 22 | 6% | 237 | 66% | 92 | 25.5% |
| 都道府 県 | 40 | 100% | 7 | 17.5% | 26 | 65% | 6 | 15% |
| 政令指 定都市 | 18 | 100% | 3 | 16.5% | 13 | 72% | 1 | 5.5% |
| その他 (市区 町村 等) | 302 | 100% | 12 | 4% | 198 | 65.5% | 85 | 28% |

16-2 行審法第 42 条に規定する審理員意見書が具体的にどのように不十分であると感じたか

○審理員意見書が不十分であると感じた点について、回答総数（16-1 において「ある」を選択した審査庁の数）22 のうち、「処分の要件充足性について記載がない」が 8 件、「処分庁の主張のみで事実認定をしている」が 6 件、「事実認定の主張と証拠が区別されていない」が 13 件、「どの証拠から事実認定をしているのか明らかでない」が 10 件、「その他」が 10 件であった。

※複数回答

| | 回答総数 (16-1 において 「ある」 を選択し た審査庁 の数) | | 処分の要件充足性 について 記載がない | | 処分庁の 主張のみ で事実認 定をして いる | | 事実認定の 主張と証拠 が区別され ていない | | どの証拠 から事実 認定をし ているの か明らか でない | | その他 | |
|------------|--|----------|---------------------------|---------|------------------------------------|---------|---------------------------------|---------|---|-----------|------------------|---------|
| | 審 査 庁 数 | 割 合 | 審 査 庁 数 | 割 合 | 審 査 庁 数 | 割 合 | 審 査 庁 数 | 割 合 | 審 査 庁 数 | 割 合 | 審 査 庁 数 | 割 合 |
| 地方公 共団体 | 22 | 100 % | 8 | 36 % | 6 | 27 % | 13 | 59 % | 10 | 45. 5% | 9 | 41 % |
| 都道 府県 | 7 | 100 % | 4 | 57 % | 1 | 14 % | 1 | 14 % | 3 | 43 % | 3 | 43 % |
| 政令 | 3 | 100 | 2 | 66 | 1 | 33 | 3 | 100 | 2 | 66 | 3 | 100 |

| | | | | | | | | | | | | |
|---------------|----|------|---|-----|---|-----|---|-----|---|-------|---|-----|
| 指定都市 | | % | | % | | % | | % | | % | | % |
| その他 (市町村等) | 12 | 100% | 2 | 16% | 4 | 33% | 9 | 75% | 5 | 41.5% | 3 | 25% |

16-2-1 その他

- ・事実認定をするに当たっての証拠、確認が不足している。
- ・審査請求人の主張が複数ある場合において、すべての主張に対する審理がなされていない意見書が見受けられる。
- ・審理員意見書での判断の論理に論争的な要素が含まれており、審査会で改めて検討することがあった。
- ・審査請求の対象となる処分の特定が不十分であった。
- ・審理終結時点において審査請求の利益が存在していることの確認が不十分であった。
- ・争点に対する主張が十分整理されていない。
- ・審査請求人の主張に係る証拠の存否確認が不十分であった。
- ・答申及び裁決において争点として取り扱った事項について調査不十分で記載がなかった。
- ・裁量が伴う処分において、処分庁がどの程度当該裁量の行使、不行使について検討を行ったかについての審理が不十分と感じたことがある。

16-3 行政不服審査会等の答申書の内容が、不十分であるとと感じた点はあるか

※職権調査事項など

○行政不服審査会等の答申書の内容が、不十分であるとと感じた点はあるかについて、回答総数(令和2年度の処理件数が1件以上ある審査庁の数)375のうち、国の機関では「ない」が11件、「行政不服審査会等からの答申を受けていない」が2件であった。地方公共団体では「ある」が2件、「ない」が285件、「行政不服審査会等からの答申を受けていない」が66件であった。

| | 回答総数(令和2年度の処理件数が1件以上ある審査庁の数) | | ある | | ない | | 行政不服審査会等からの答申を受けていない | |
|--|------------------------------|----|------|----|------|----|----------------------|----|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|------------|-----|------|---|------|-----|-------|----|-------|
| 国 | 15 | 100% | 0 | 0% | 11 | 73% | 2 | 13% |
| 地方公共団体 | 360 | 100% | 2 | 0.5% | 285 | 79% | 66 | 18% |
| 都道府県 | 40 | 100% | 0 | 0% | 37 | 92.5% | 1 | 2.5% |
| 政令指定都市 | 18 | 100% | 1 | 5.5% | 16 | 89% | 0 | 0% |
| その他（市区町村等） | 302 | 100% | 1 | 0.3% | 232 | 77% | 65 | 21.5% |

16-4 行政不服審査会等の答申書の内容が、不十分であると感じた具体的事例

- ・審査請求人の請求を認容とする理由が不十分だった。
- ・原処分要件充足性などへの言及がないことがある。

17 行政不服審査会等・審理員事務の委託等の促進について

17-1 行政不服審査会等の事務・審理員事務について、委託・広域連合・一部事務組合などを活用して、質の確保や事務負担の軽減などを図っているか

○行政不服審査会等の事務・審理員事務について、委託・広域連合・一部事務組合などを活用しているかについて、回答総数（全ての回答主体）1,688 のうち、「活用している」が257件、「活用したいと思っているがしていない」が180件、「していない（する予定はない）」が1,083件であった。

| | 回答総数（全ての回答主体） | | 活用している | | 活用したいと思っているがしていない | | していない（する予定はない） | |
|------------|---------------|------|--------|-------|-------------------|-------|----------------|-----|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| 地方公共団体 | 1,688 | 100% | 257 | 15% | 180 | 10.5% | 1,083 | 64% |
| 都道府県 | 40 | 100% | 3 | 7.5% | 1 | 2.5% | 36 | 90% |
| 政令指定都市 | 18 | 100% | 1 | 5.5% | 0 | 0% | 16 | 89% |
| その他（市区町村等） | 1,630 | 100% | 253 | 15.5% | 179 | 11% | 1,031 | 63% |

17-2 「活用している」場合、どのように行っているか

○活用している場合について、回答総数（活用している審査庁の数）257 のうち、「委託」が145件、「広域連合」が17件、「一部事務組合」が51件、「その他」が44件であった。

| | 回答総数 (活用している審査庁の数) | | 委託 | | 広域連合 | | 一部事務組合 | | その他 | |
|------------|-----------------------|------|------|-------|------|------|--------|-----|------|-------|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| 地方公共団体 | 257 | 100% | 145 | 56.5% | 17 | 6.5% | 51 | 20% | 44 | 17% |
| 都道府県 | 3 | 100% | 2 | 66% | 0 | 0% | 0 | 0% | 1 | 33% |
| 政令指定都市 | 1 | 100% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | 1 | 100% |
| その他(市区町村等) | 253 | 100% | 143 | 56.5% | 17 | 6.5% | 51 | 20% | 42 | 16.5% |

17-2-1 その他

- ・審査会を共同設置している。
- ・弁護士等を会計年度任用職員（審理員）として採用している。

18 行政不服審査会等による調査審議の運用実態について

18-1 行政不服審査会等による調査審議が行われているか

○行政不服審査会等による調査審議が行われているかについて、回答総数（令和2年度の処理件数が1件以上ある審査庁の数）360のうち、「行審法第74条に基づく主張書面・資料の提出、陳述・鑑定その他必要な調査」が143件、「行審法第75条に基づく口頭意見陳述」が67件、「行審法第77条に基づく委員による調査手続」が11件、「行っていない」が231件、「その他」が156件であった。

※複数回答

| 回答総数 (令和2年度の処理件数が1件以上ある審査庁の数) | 行審法第74条に基づく主張書面・資料の提出、陳述・鑑定そ | 行審法第75条に基づく口頭意見陳述 | 行審法第77条に基づく委員による調査手続 | 行っていない | その他 |
|----------------------------------|------------------------------|-------------------|----------------------|--------|-----|
| | | | | | |

| | | | の他必要な調査 | | | | | | | | | |
|----------------|------|------|---------|-------|------|-------|------|------|------|-------|------|-------|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| 地方公共団体 | 360 | 100% | 143 | 40% | 67 | 18.5% | 11 | 3% | 231 | 64% | 156 | 43% |
| 都道府県 | 40 | 100% | 28 | 70% | 13 | 32.5% | 1 | 2.5% | 13 | 32.5% | 28 | 70% |
| 政令指定都市 | 18 | 100% | 14 | 78% | 5 | 28% | 1 | 5.5% | 3 | 16.5% | 14 | 77.5% |
| その他 (市区町村等) | 302 | 100% | 101 | 33.5% | 49 | 16% | 9 | 3% | 215 | 71% | 114 | 38% |

18-1-1 その他

- ・行審法第76条に基づき、提出期限を定め、主張書面又は資料の提出を照会している。

19 地方議会や審議会等への諮問の是非について

19-1 行審法第43条第1項各号に該当することにより、行政不服審査会等への諮問が行われない場合、迅速性又は公正性の確保の観点から、運用に当たり支障が生じているものはあるか

- ・退職手当の支給制限処分に対する審査請求の諮問先が議会となっていることについては、審理の迅速性が確保しにくいほか、実質的な審理を行いにくい面がある。
- ・地方自治法に基づき諮問先が地方議会となるものについて、審理員意見書の提出の時期によっては諮問までの期間が長期となることがあり、結果として審理期間が長くなってしまう。
- ・地方議会への諮問に該当する場合であっても、第三者機関である行政不服審査会に諮問することで、行政不服審査会において公正で十分な審議が行えると考えられるため、制度の見直しをすべきであるとする。
- ・返還金処分とそれに係る督促処分について、審査会と議会とへ別々に諮問されること

で、判断時期、判断内容が異なる可能性があり、迅速性、公正性を確保できるか疑問がある。

- ・ 地方自治法第 231 条の 3 の規定により議会に諮問を必要とする場合、仮に審査庁として認容すべきと判断しても、年 4 回しか開かれていない議会の審議が必要なため、審査請求人の迅速な救済が行えない。
- ・ 地方自治法第 244 条の 4 第 2 項については、議会への諮問のため、迅速性を欠く。
- ・ 行審法第 43 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するものであっても、法律専門家に諮問した方が妥当である事案が存在するため、行政不服審査会に諮問することを許容する仕組みの導入を検討して欲しい。
- ・ 地方議会は有識者からなる第三者機関ではないので、審査会の諮問を義務付けするか選択制としてはどうか。
- ・ 議会を年 4 回決まった時期に開会していることで、必要な時期に諮問することができない等の迅速性確保ができない支障が生じている。
- ・ 本組合議会議員は、構成市町村の長から選出されることから、以下の支障がある。
 1. 迅速に審査会（議会）を開催できない場合がある。
 2. 事案が議員の所属団体に係ることもあり得ることから、公平性の確保に支障が生じる可能性がある。
- ・ 議会に諮問する機会があったが、議会開催のタイミングに合わせて事務を進めなければならなかった。また、議会への諮問から 20 日以内に意見書をいただかなくてはならないことなど制約が多く非常に苦労した。
- ・ 地方自治法第 206 条第 2 項の規定により給与等に関する審査請求を議会に諮問する場合は、専門知識を有しない議会の議員が審議することとなり、必ずしも公正性の確保が図られているとはいえない。過去には処分そのものの審議ではなく、長の政治姿勢等への質疑に多くの時間が割かれることとなったこともある。

20 諮問先がない事例の把握について

20-1 審理員意見書の提出を受けた場合において、審査庁が「主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合」又は「審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあつては、長、管理者又は理事会）」以外であり、行審法 43 条第 1 項各号にも該当しない事例（例：審査庁が教育長である場合）があるか

- ・ 審査庁が公営企業管理者の場合
- ・ 審査庁が上下水道事業管理者である場合
- ・ 保育の事務について、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき市長から教育委員会に委任し、地教行法第 25 条 1 項の規定に基づき教育長が行っているところ、教育長が行っ

た処分に係る審査庁は教育長だとする通知が発出された。これにより、保育に関する処分(例えば入所の待機等)は、教育長が審査庁となった事例。

- ・保育利用保留処分の取消しを求める事例。
- ・就学指定通知に対する審査請求。
- ・審査庁が議会議長である事例。

20-2 上記事例で支障が生じているか

- ・教育長が審査庁となった場合、審理員が指名されることになるが、審理員意見書のみをもって裁決しなければならないことになる。これは、行審法第43条において第三者機関等への諮問を義務づけた趣旨(公平性の確保)に反するものであり、この審査請求人の権利救済ができていないか疑問が残る。

また、同じ事象(保育の処分)について、他市では第三者機関への諮問答申が行われているにもかかわらず、本市では事務委任をしているがゆえ、審査請求人の公平性確保が行われないことになってしまう。

- ・公営企業管理者に審査請求があった場合に、諮問すべきか否か疑義が生じている。
- ・教育長が審査庁である場合、行政不服審査会等への諮問がないため、審理の公平性について問題がある。
- ・現在係属中の事件については、条例に基づき行政不服審査会に諮問していることから支障はないが、法の趣旨としては、本来合議体による審理を経ることから行政不服審査会に対する諮問を要しないとされたものと解されるため、処分庁である企業管理者が単独で裁決することにつき公平性が担保されているか審査請求人等から疑念を抱かれかねない。法案作成当時は、そもそも教育長や企業管理者が審査庁になることを想定されていなかったものと思われるため、条文の整備が望まれる。

21 裁決の公表について

21-1 裁決を公表しているか

○裁決を公表しているかについて、回答総数(全ての回答主体)1,706のうち、国の機関では「公表している」が2件、「あまり公表していない」が3件、「ほとんど(全く)公表していない」が12件であった。地方公共団体では「公表している」が336件、「概ね公表している」が50件、「半数ほど公表している」が8件、「あまり公表していない」が24件、「ほとんど(全く)公表していない」が1,096件であった。

| | | | | | | |
|--|---------------------|------------|--------------|--------------------|--------------------|----------------------|
| | 回答総数 (全ての 回答主 | 公表して いる | 概ね公表 している | 半数ほど 公表して いる | あまり公 表してい ない | ほとんど (全く) 公表して |
|--|---------------------|------------|--------------|--------------------|--------------------|----------------------|

| | 体) | | | | | | | | | | いない | |
|------------|-------|------|------|-------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| 国 | 18 | 100% | 2 | 11% | 0 | 0% | 0 | 0% | 3 | 16.5% | 12 | 66.5% |
| 地方公共団体 | 1,688 | 100% | 336 | 20% | 50 | 3% | 8 | 0.5% | 24 | 1.5% | 1,096 | 65% |
| 都道府県 | 40 | 100% | 15 | 37.5% | 6 | 15% | 3 | 7.5% | 5 | 12.5% | 11 | 27.5% |
| 政令指定都市 | 18 | 100% | 8 | 44.5% | 4 | 22% | 0 | 0% | 1 | 5.5% | 5 | 28% |
| その他(市区町村等) | 1,630 | 100% | 323 | 20% | 40 | 2.5% | 5 | 0.3% | 16 | 1% | 1,080 | 66% |

21-2 公表していない理由

○公表していない理由について、回答総数(21-1において「あまり公表していない」、「ほとんど(全く)公表していない」を選択した審査庁の数) 1,135のうち、国の機関では「個人情報、プライバシーに配慮するため」が12件、「個人情報をマスキング、匿名化等する作業に時間を要するため」が6件、「その他」が10件であった。地方公共団体では「個人情報、プライバシーに配慮するため」が392件、「個人情報をマスキング、匿名化等する作業に時間を要するため」が90件、「その他」が649件であった。

※複数回答

| | 回答総数(21-1において「あまり公表していない」、「ほとんど(全く)公表していない」 | 個人情報、プライバシーに配慮するため | 個人情報をマスキング、匿名化等する作業に時間を要するため | その他 |
|--|---|--------------------|------------------------------|-----|
| | | | | |

| | を選択した審査庁の数) | | | | | | | |
|------------|-------------|------|------|-------|------|-------|------|-------|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| 国 | 15 | 100% | 12 | 80% | 6 | 40% | 10 | 66% |
| 地方公共団体 | 1,120 | 100% | 392 | 35% | 90 | 8% | 649 | 58% |
| 都道府県 | 16 | 100% | 9 | 56% | 10 | 62.5% | 3 | 19% |
| 政令指定都市 | 6 | 100% | 4 | 66% | 3 | 50% | 3 | 50% |
| その他（市区町村等） | 1,098 | 100% | 379 | 34.5% | 77 | 7% | 643 | 58.5% |

21-2-1 その他

- ・公表する内容や処理状況についての実施要領等が不明であるため。
- ・まずは多数の再審査請求に対応する必要があるため、公表する検討まで至っていないため。
- ・既に公表されている同処分の裁決書と変わらないため。
- ・公表することを規定していないため。また、HPで答申結果が公表されているため。
- ・審査請求の件数が少ないため。
- ・個別事案についての裁決は、対外的に公表する必要性が低いと考えるため。
- ・情個審査会に諮問したもの（情報公開法第19条第1項に基づき、「開示決定等」（情報公開法第10条第1項）について諮問）は、情個審査会が答申書をHPに公表し、裁決書は、実質その焼き直しなので、内容としては公表されているようなものと考えているため。
- ・裁決書に代わって、関税等不服審査会による答申書が、個人情報をもマスク処理されたうえで公表されているため。
- ・審査請求の手続の非公開性に鑑み、裁決は原則として公表していない。特に、棄却及び却下裁決については、公表しないことが審査請求人の利益にも適うため。
- ・審査請求の実績が開示請求に係る審査請求のみであり、裁決は答申を尊重して行うこととなっているところ、答申に沿った裁決をしており、答申は公表されているため。
- ・情報公開に係る裁決については、不服申立ての処理状況として、処理件数などを情報公開制度運用状況報告書として公表しているため。
- ・答申を公表しているため。また、裁決の公表を義務とする規定がないため。
- ・公表する必要性を感じないため。
- ・行審法第85条が裁決の公表を努力義務にとどめているため。
- ・求めがあった場合に公表することとしているため。
- ・公表するための媒体（ホームページ等）を有していないため。

21-3 裁決書の謄本を審査請求人以外に送付する際に、裁決書中の個人情報（審査請求人の氏名等）について、マスクング等をすべきか検討を要した事例及びその対応結果

- ・利害関係人がいる場合において、決定書に記載すべき請求人の住所を別紙とし、利害関係人に送付する謄本からは別紙の記載を省略するといった配慮を行った。
- ・裁決書の謄本は審査請求人以外に原処分庁や参与にも送付しているが、氏名について審査請求人は「請求人」、請求代理人は「代理人」、その他の者はアルファベットに置き換え実行している。
- ・審査請求人、利害関係者及び代理人の氏名はオープンに、その他関係者の氏名等は仮称としている。
- ・個人が特定できる第三者情報はすべて略称を使用している。
- ・審査請求人の個人名など個人情報の性質があるものについては、個人情報保護条例の適用を考慮しながら削除し、加工した。
- ・公開請求に係る行政文書に記録された第三者の情報について、当該第三者が公開に反対する趣旨で行った審査請求に対する裁決書の謄本を公開請求者に送付する際に、審査請求人である第三者の氏名をマスクングすべきか検討し、マスクングして送付した。
- ・地方自治法第 238 条の 7 第 4 項により、却下決裁を議会に報告する際、審査請求人の氏名、住所をマスクングすべきか検討した結果、議案書にはマスクングしないこととした。
- ・審査請求人の子であり同居者である代理人に対して裁決書の謄本を送付したが、マスクングは行わなかった。
- ・審査請求人の住所氏名についてマスクングをした。

22 データベースについて

22-1 「行政不服審査裁決・答申検索データベース」について、検索機能など、ユーザー側として使いにくい点や改善すべき点

(検索機能)

- ・裁決結果ごとの検索や、裁決理由ごとの検索ができると、なお便利である。
- ・一部認容の裁決を検索したかったが、うまく検索できなかった。
- ・答申の内容を PDF ファイルで添付しているものが検索にヒットしないように思われるので、PDF ファイルの内容についても検索できるようにして欲しい。
- ・「認容」「棄却」「却下」「その他」で絞り込む機能があれば、用語検索のワードを増やすことができ、検索の幅が広がると考える。
- ・一時保護や保育所入所の事例を知りたい場合、「処分根拠法令」で「児童福祉法」と検索すれば、両者混合のうえ検索結果が表示されるため、条項も含めて入力するように仕

様を変更していただければと思う（根拠法令について、法令の名称だけでなく、第〇条まで検索可能とできるようにしていただきたい）。

- ・チェックボックス選択式の絞り込み機能があると望ましい。現状のワードを入力しての AND 検索では、思うように検索結果が出なかったときに、検索のワードの選定が甘いのか結果がそもそもないのか区別がつかない。
- ・用語で検索しても該当なしとなることが多く、全体の掲載数がまだ少ないと感じる。
- ・検索結果に審査請求の対象となる処分が表示されると内容を予測することが可能となり使いやすくなると思う。
- ・「フリーワード検索」に特定の文字列を含まないことを条件とした機能を追加して欲しい。
- ・検索結果を CSV で出力する機能が欲しい。もしくは、フィルターをかける機能を追加して欲しい。
- ・「フリーワード検索」の検索対象に、登録したファイルが含まれていない。
- ・答申の補足情報（主張書面の有無など）を含む検索機能の充実（検索不能な PDF データを添付する場合のテキスト入力の本質化など）。
- ・フリーワード検索が 3 個しかなく、少ない。
- ・審査庁の種別（国の機関、地方（都道府県、区市町村）等）を検索条件に加えて欲しい。
- ・情報公開や個人情報開示に関する答申が検索しにくい（処分の根拠法令が各自治体の条例になっているため）。
- ・審査案件の分類ごとに区分されていると検索し易い（税滞納処分関連、生活保護関連、保育園入園関連等）。
- ・却下裁決に当たり、行審法第 43 条第 1 項各号の規定を適用したかどうかを検索できるようにして欲しい。
- ・あいまい検索（半角・全角・カタカナ・ひらがな・漢字などを区別しないで検索できる機能）や裁決書の本文中のキーワード、参考となる文章表現などで検索できるようにして欲しい。また、よく検索されている文言などがあれば確認できるようにして欲しい。

（表示）

- ・答申内容等に答申書等の内容が全て記載されている場合もあれば端的な結果のみ記載されている場合があるが、答申書の内容を全て記載するようにして欲しい。自分が知りたい内容なのかどうか、PDF をダウンロードするまで確認できないため。
- ・答申書等について詳細画面を開かなければダウンロードできないのが手間である。検索結果の一覧に PDF をダウンロード可能な項目を作るなど、詳細を見なくても PDF をダウンロードできるようにして欲しい。
- ・答申書のページについて、パソコンで表示したときのレイアウトが横長で読みにくい。

- 1行で表示する文字数を決めるなどし、適度に改行して欲しい。
- 検索結果一覧に、簡単な事例の概要が記載されているとありがたい。
- 裁決の内容がPDFで添付されているだけのものもあればデータベースに直接記載されているものがあるなど、形式が統一されていない。
- PDFファイル名の命名ルールが統一されていない。

(その他)

- 詳細を確認する際に右クリックができないため、複数ウィンドウで各結果を開くことができない。少し比較をしたいときに不便。
- 登録件数が少なく（特に年次の古いもの）、参考になる裁決が見つからないため実用的でない。
- 定期的なパスワードの変更について、担当者にメール通知等して欲しい。
- 登録される裁決が増えるとよい。
- 存在を知らなかったため、周知が必要と思われる。
- 令和2年3月26日付け事務連絡「行政不服審査裁決・答申データベースへの裁決内容の入力等について（協力依頼）」の内容を改めて徹底して欲しい。
- 裁決検索と答申検索が切り分けられているが、答申を踏まえた裁決となることが一般的であると思われるので、相互にリンクできれば経過を確認できるのではないか。
- 裁決情報詳細に印刷機能があると良い。
- 審理員意見書も登録・検索できるようにしてもらいたい。
- LG-WANが接続されていないと、登録等ができない点。

22-2 「行政不服審査裁決・答申検索データベース」について、登録側として使いにくい点や改善すべき点

(登録操作)

- 登録する都度、メニュー画面に戻るので、連続で登録できるようにして欲しい。
- 一度入力した情報は、次からプルダウンで選べるようにして欲しい。
- 「答申内容」の欄に、表の挿入やインデントの調整が入力する際、できないこと。
- 「？」等使用できない文字がある点可能であれば改善して欲しい。
- 答申の登録完了まで進まないで裁決の登録ができないので、答申の登録を一時保存した段階でも裁決の登録ができるようにして欲しい（答申と裁決の登録を一括して行っており、答申の公表の決裁中に答申の登録を一時保存していると裁決の登録ができないため。）。
- 答申情報と裁決情報を一括で登録できるようにして欲しい。
- 登録する際のページプレビュー機能を追加して欲しい。
- 裁決内容を登録すると、入力した改行箇所が反映されなかったり、中央揃えで入力した

箇所が左揃えで表示されたりと、不具合がある。

- ・ 答申と裁決の2回にわたり、それぞれマスキング処理を余儀なくされることや、補足情報の入力事項の確認など、登録に要する負担が大きいため、入力内容を簡素化することはできないか。
- ・ PDF データでの登録では検索できないため、データをそのまま貼り付けているが、体裁を整えにくい。
- ・ 裁決内容の入力域で、元の文書体裁（WORD 使用）が崩れる。法第 50 条第 1 項各号ごとに入力域が分かれば、多少体裁が崩れても気にならない。
- ・ 「裁決内容」欄の一行の文字数が、入力画面で異なるため、改行設定がうまくできない。
- ・ 答申書の内容を入力する際に、数字等が半角認識されない。

（仕様）

- ・ 各都市より掲載内容にばらつきがあるため、必要な記載内容を例示する、フォーマットを統一するなどがされると良いと思う。
- ・ 処理中の案件について、「取下げ」の入力を行った場合に検索等が一切できなくなるため、少なくとも登録側は入力後も案件を見られるようにしてほしい。
- ・ 裁決書や答申書について PDF ではなくテキストデータでの入力を推奨されていて、行っているが、入力画面が小さく、折り返しが分かりづらいので、改善してほしい。
- ・ 裁決内容を記載する部分において、文章を転載する際に、段ずれが生じ、文章の配字等を再度、整える必要があるため、その点を改善してほしい。

（その他）

- ・ インターネット系から接続出来るようになると良い。
- ・ ログインパスワードの更新頻度が多いので2年に1度程度にしてほしい。また、パスワードを忘れた場合でも届出不要でログインできるようにしてほしい。
- ・ 一部認容を選択できない。
- ・ 答申のデータ（Word 形式）をデータベースに貼り付けると改行ずれ等で体裁を整えるのに時間を要する。
- ・ 動作の速度の改善。
- ・ 登録サイトへのアクセス方法が分かりにくい（アドレスを通常のインターネットブラウザに入力しても接続できない仕様は理解できるが、対応方法についてどこにも記載がなく前任者に聞くしかなかったため。）。
- ・ LGWAN 経由のデータベース利用であることから、一部事務組合等で LGWAN 未導入団体は、利用不可のため、これらの団体も利用できる環境があると業務に反映できると考える。

- ・180 日ごとのパスワードの変更手続は不要と感じる。
- ・請求件数が少ないため、次の担当者（後任）への引継ぎが難しい。
- ・一時保存状態の内容を電子データ化やプリントアウトにできるようにすれば、複数の者で登録内容が確認しやすくなると思う。
- ・運用マニュアルを常時閲覧できるよう設定又は毎年度担当者へデータで送付して欲しい。
- ・補正情報の必要性。内容と連動なし。

23 裁決書の送付について

23-1 行政不服審査会等規則等又は運用上、答申を受けた事案に係る裁決書を行政不服審査会等に送付することを、行政不服審査会等から求められているか

○答申を受けた事案に係る裁決書を行政不服審査会等に送付することを、行政不服審査会等から求められているかについて、回答総数（全ての回答主体）1,688 のうち、「求められている」が159件、「求められていない」が1,296件であった。

| | 回答総数（全ての回答主体） | | 求められている | | 求められていない | |
|------------|---------------|------|---------|-------|----------|-----|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| 地方公共団体 | 1,688 | 100% | 159 | 9.5% | 1,296 | 77% |
| 都道府県 | 40 | 100% | 20 | 50% | 20 | 50% |
| 政令指定都市 | 18 | 100% | 3 | 16.5% | 15 | 83% |
| その他（市区町村等） | 1,630 | 100% | 136 | 8% | 1,261 | 77% |

23-2 「求められている」場合、裁決書を行政不服審査会等に送付しているか

○裁決書を行政不服審査会等に送付しているかについて、回答総数（求められている審査庁の数）159のうち、「送付している」が129件、「送付していない」が29件であった。

| | 回答総数（求められている審査庁の数） | | 送付している | | 送付していない | |
|------------|--------------------|------|--------|------|---------|-----|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| 地方公共団体 | 159 | 100% | 129 | 81% | 29 | 18% |
| 都道府県 | 20 | 100% | 20 | 100% | 0 | 0% |
| 政令指定都市 | 3 | 100% | 3 | 100% | 0 | 0% |
| その他（市区町村等） | 136 | 100% | 106 | 78% | 29 | 21% |

23-3 「求められている」にもかかわらず、「送付していない」理由

○送付していない理由について、回答総数（23-2で「送付していない」を選択した審査庁の数）29のうち、「行審法に根拠規定がないため」が1件、「その他」が28件であった。

| | 回答総数（23-2で「送付していない」を選択した審査庁の数） | | 行審法に根拠規定がないため | | その他 | |
|------------|--------------------------------|------|---------------|------|------|-------|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| 地方公共団体 | 29 | 100% | 1 | 3.5% | 28 | 96.5% |
| その他（市区町村等） | 29 | 100% | 1 | 3.5% | 28 | 96.5% |

23-3-1 その他

- ・裁決をした事例がないため。

24 調査結果の書面化について

24-1 審理関係人（審査請求人、参加人、審査庁、処分庁等）に職権による閲覧・写しの交付を行っているか

○審理関係人に職権による閲覧・写しの交付を行っているかについて、回答総数（令和2年度の処理件数が1件以上ある審査庁の数）375のうち、国の機関では「行っている」が4件、「行っていない」が11件であった。地方公共団体では「行っている」が126件、「行っていない」が229件であった。

| | 回答総数（23-2で「行っている」を選択した審査庁の数） | | 行っている | | 行っていない | |
|------------|------------------------------|------|-------|-------|--------|-------|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| 国 | 15 | 100% | 4 | 26.5% | 11 | 73.5% |
| 地方公共団体 | 360 | 100% | 126 | 35% | 229 | 63.5% |
| 都道府県 | 40 | 100% | 20 | 12.5% | 20 | 50% |
| 政令指定都市 | 18 | 100% | 11 | 61% | 6 | 33% |
| その他（市区町村等） | 302 | 100% | 95 | 31.5% | 203 | 67% |

24-2 どのような書面について、審理関係人（審査請求人、参加人、審査庁、処分庁等）に

職権による閲覧・写しの交付を行っているか

○どのような書面について、審理関係人に職権による閲覧・写しの交付を行っているかについて、回答総数（23-2で「行っている」を選択した審査庁の数）130のうち、国の機関では「口頭意見陳述の結果」が3件、「審理員の職権による調査結果」が2件、「その他」が4件であった。地方公共団体では「口頭意見陳述の結果」が28件、「審理員の職権による調査結果」が11件、「行政不服審査会等における口頭意見陳述の結果」が8件、「行政不服審査会等による職権による調査結果」が5件、「その他」が16件であった。

※複数回答

| | 回答総数（23-2で「行っている」を選択した審査庁の数） | | 口頭意見陳述の結果 | | 審理員の職権による調査結果 | | 行政不服審査会等における口頭意見陳述の結果 | | 行政不服審査会等による職権による調査結果 | | 審理員において、審理関係人から提出があった証拠書類、物件等 | | 行政不服審査会等において、審査関係人から提出があった主張書面又は資料 | | その他 | |
|--------|------------------------------|-------|-----------|-------|---------------|------|-----------------------|-------|----------------------|------|-------------------------------|----|------------------------------------|----|------|-------|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| 国 | 4 | 10.0% | 3 | 20% | 2 | 13% | — | — | — | — | 0 | 0% | — | — | 4 | 26.5% |
| 地方公共団体 | 126 | 100% | 28 | 8% | 11 | 3% | 8 | 2% | 5 | 1.5% | 0 | 0% | 0 | 0% | 16 | 4.5% |
| 都道府県 | 20 | 100% | 5 | 12.5% | 3 | 7.5% | 2 | 5% | 2 | 5% | 0 | 0% | 0 | 0% | 2 | 5% |
| 政令 | 11 | 100% | 4 | 22% | 1 | 5.5% | 2 | 11.5% | 1 | 5.5% | 0 | 0% | 0 | 0% | 3 | 16.5% |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|----|--------------|----|--------|---|--------------|---|--------------|---|--------------|---|---|---|---|---|----|--------------|
| 指定都市 | | % | | | | % | | % | | % | | | | | | % | |
| その他 (市区町村等) | 95 | 10 0 % | 19 | 6 % | 7 | 2. 5 % | 4 | 1. 5 % | 2 | 0. 7 % | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 | 3. 5 % |

24-2-1 その他

- ・ 審理員が職権で処分庁に行った質問にかかる処分庁からの回答書。裁決後、原処分から不開示部分に変更となった対象文書。
- ・ 口頭審理期日の調書（速記録）、口頭意見陳述の速記録、職権で医療機関等からとり寄せた診療録等。
- ・ 口頭意見陳述の議事録。
- ・ 審理関係人から提出があった主張書面又は資料（情報公開条例又は個人情報保護条例に基づく処分以外の処分にかかる審査請求のみ）。
- ・ 審査請求人が提出した証拠書類について、処分庁から写しの交付等の依頼があれば応じている。
- ・ 情報公開個人情報関係の審査請求について、審査庁において、審理関係人（審査請求人、参加人、処分庁等）から提出があった証拠書類、物件等。
- ・ 審理手続上で必要があれば、許諾の範囲内において職権により閲覧させ、写しを交付する。
- ・ 証拠書類が、審査請求書、弁明書及び反論書の添付書類として提出され、その際に交付の了承が得られている場合。
- ・ 審査庁にのみ、口頭意見陳述の結果を書面で交付した。

24-3 どのような理由で職権による閲覧・写しの交付を行っているか

- ・ 事件の経緯、原処分庁の行政処分が適正であるか確認のため。
- ・ 裁決の理由に引用しているため。

- ・論点を整理し、審査関係人に主張を尽くさせるため。
- ・円滑な処理のため、必要に応じ対応するため。
- ・後の手続きで発言の有無や意図について新たな争いを生じさせないため。
- ・審査請求人や処分庁が争点について、充実した主張をするのに必要であるため。また、公正かつ充実した審理手続に資するため。
- ・審査請求人が反論書内で処分庁への提出を求めると記載していた書面が処分庁から証拠書類として提出されたため、審査請求人から法に基づく閲覧等請求がなくとも、意思が明白であるとして職権で写しを交付した。
- ・審査会による調査結果などについて、審査会が特に重要と判断するものについては、調査結果を要約したものを審査請求人に送付すること等により、審査請求人に反論の機会を与える場合がある。
- ・処分庁の弁明書を充実させるため、審査請求書・反論書と同時に提出された証拠書類は処分庁へ職権送付している。
- ・当事者から追加的に提出された文書は弁明書や反論書の補充的内容であることが多いと思料されるため、原則として抗弁の機会を確保することが妥当と考える。ただし、相手方への提示の可否について提出者の意向を確認する運用としている。
- ・口頭意見陳述出席者に内容を確認してもらうため、議事録を審査請求人・処分庁双方に送付している。
- ・厳密な意味での閲覧や写しの交付ではないが、答申に至った経過を明らかにするため、行政不服審査会における口頭意見陳述や職権調査の結果の概要を答申書に記載し、審査庁や審査請求人へのフィードバックを行っている。
- ・当事者が弁明書や反論書を作成する上で必要と考えられるため。
- ・審理を円滑に行うため。
- ・審議の公正性の観点から職権により写しの交付を行っている。
- ・主張の正当性確保のため。
- ・審理員においては、審査請求人への不意打ちを防止し、公平な審理を行うため、審理関係人から提出された証拠書類等は、弁明書、反論書等の添付資料としてすべて提供している。行政不服審査会等においては、審査関係人に対し、閲覧等の希望の有無を照会し、閲覧等の申立てがあったものについて閲覧・写しの交付を行っている。
- ・内容に訂正がないか、審査請求人に確認するため。
- ・審理関係人は、相手方から提出された証拠書類又は物件等を確認しなければ、相手方の主張に対し的確に反論できないため、相手方に証拠書類又は物件等を交付することは必須であると考えている。そのため、処分庁に対して弁明書の提出を求める通知においては、提出した物件等は審査請求人に閲覧又は写しの交付をすることがある旨を記載し、閲覧又は写しの交付を拒むことが相当であると考えられる場合にはその理由を記載した書面を提出することを、審査請求人に対して反論書を提出することができる旨を伝える通知

においては、証拠書類を提出する際には、正副2通を提出することを求めている。

- ・一方当事者から提出のあった証拠書類等について、相手方に知らせなければ反論の機会を奪うことになるため。
- ・逐条解説行政不服審査法（平成28年4月総務省行政管理局）に、「審査請求人等が知らない事実により裁決が行われる、いわゆる不意打ちとならないよう、反論の機会を与えるなど、適切な対応がとられることが望まれる。」（行審法第38条関係）とあることに鑑み、職権交付を行っている。

24-4 どのような理由で職権による閲覧・写しの交付を行っていないか

- ・職権により閲覧・写しの交付をするものはないため。
- ・審査請求事務において、調査結果は情報公開・個人情報保護審査会に提出する諮問書に反映されており、また、同調査結果は同審査会から答申書を受領後に作成する裁決書に反映されていることから、これら事務の過程において、職権により調査結果の交付を行う必要がないため。
- ・情報公開法等に係る開示決定等に対する審査請求であり、資料に不開示情報が含まれるなどの支障があるため。
- ・職権による交付を行う特段の必要性のある事案がなかったため。
- ・副本を添付してもらったり、行審法第38条に基づく閲覧等の申請をしてもらったりしているため。
- ・審理関係人から閲覧・写しの交付等の請求があれば規定に基づき対応するため。
- ・写しの交付について条例で手数料を定めているため、当該条例の潜脱になるおそれがあるため。
- ・閲覧や写しの交付は職権で行っていないが、閲覧等が可能な旨は適時通知している。
- ・法律の規定がないため。
- ・職権による閲覧・写しの交付を明文化した規定がないため。
- ・個人情報、プライバシーに配慮するため。
- ・審査請求人及び処分庁は口頭意見陳述に参加していることから、結果の交付は不要と判断したため。

25 閲覧・謄写における非開示情報について

25-1 行審法第38条の「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるとき」に該当するものとして、何を想定しているか

- ・行政機関個人情報保護法第14条各号又は個人情報保護条例における不開示事由。
- ・情報公開条例における不開示事由。
- ・事務負担が過大で、簡易迅速な審理手続の遂行に支障を生じ得るような場合。

- ・対象となる資料が膨大であるため、その事務負担が過大となり、迅速な審理手続の遂行に著しい支障が生じる場合。

26 審査庁の調査権限について

26-1 審査庁の調査権限の必要性を感じた事案の件数

○審査庁の調査権限の必要性を感じた事案の件数は、回答総数（令和2年度の処理件数）32,186のうち、国の機関では210件、地方公共団体では105件であった。

| | 回答総数（令和2年度の処理件数） | | 件数 | |
|------------|------------------|------|-----|--------------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 ※審査庁数 |
| 国 | 23,681 | 100% | 210 | 0.9% ※2機関 |
| 地方公共団体 | 8,505 | 100% | 105 | 1% ※15団体 |
| 都道府県 | 6,223 | 100% | 83 | 1% ※6団体 |
| 政令指定都市 | 622 | 100% | 6 | 1% ※2団体 |
| その他（市区町村等） | 1,660 | 100% | 16 | 1% ※7団体 |

26-2 審査庁の調査権限の必要性を感じた具体的事例

○審査庁の調査権限の必要性を感じた具体的事例について、回答総数（26-1で件数の計上があった審査庁の数）17のうち、国の機関では「審理員指名前に指名の要否に関して調査が必要になった事例」が1件、「『現時点で棄却すべきでない』、『更なる調査が必要』といった答申がなされた事例」が1件、「その他」が2件であった。地方公共団体では「審理員指名前に指名の要否に関して調査が必要になった事例」が10件、「その他」が7件であった。

※複数回答

| | 回答総数（26-1で件数の計上があった審査庁の数） | 審理員指名前に指名の要否に関して調査が必要になった事例 | 「現時点で棄却すべきでない」、「更なる調査が必要」といった答申がな | その他 |
|--|---------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|-----|
| | | | | |

| | | | | | された事例 | | | |
|------------|------|------|------|------|-------|-----|------|-------|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| 国 | 2 | 100% | 1 | 50% | 1 | 50% | 2 | 100% |
| 地方公共団体 | 15 | 100% | 10 | 35% | 0 | 0% | 7 | 58% |
| 都道府県 | 6 | 100% | 3 | 50% | 0 | 0% | 2 | 33% |
| 政令指定都市 | 2 | 100% | 2 | 100% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| その他（市区町村等） | 7 | 100% | 1 | 14% | 0 | 0% | 5 | 71.5% |

26-2-1 その他

- ・原処分庁の調査による証拠資料を基本とするが、審理のために十分でないと判断した場合に新たに医証等の証拠資料を収集する必要がある事例。
- ・不足する調査に対して、調査権限がないと判断できない事例。
- ・補充調査の必要がある事例。
- ・原処分の取消しを求める事例。
- ・関係者の聴取や関係先に照会を行うため、調査権限がなければ審理が行えない事例。
- ・審理関係人の主張、証拠だけでは判断できなかった事例。
- ・審査請求期間の適法性確認に際し、「正当な理由がある場合」に当たるか否かの点を確認するため第三者に質問・照会を行う必要が生じた事例。
- ・証拠が不十分な事例。
- ・審査請求人が審査請求書の補完が難しく、その理由がやむを得ないと理解できる場合（新型コロナウイルス感染症の感染状況によるもの）で、審査請求の対象外であることが明らかであるため、審理員を指名しない場合に、補完に係る調査を行うことができるのか、法律上の根拠があいまいであった事例。
- ・結果として答申及び裁決において争点となった事項について審理員意見書に記載がなかったため、諮問前に当該事項について調査を行った事例。
- ・審査庁が答申書と異なる内容で裁決するような事例。
- ・請求にかかる原処分の存在確認を要する事例。

27 不当性審査について

※「不当」とは、行政庁の判断に裁量が認められ、又は、法的基準の当てはめに関する一定の判断余地が認められる場合に、行政庁の処分が違法ではないものの、行政目的や制度趣旨に照らして、不適切な場合（行政庁の判断が、裁量権の逸脱や濫用に至っているものは

除く。)をいう。

※処分庁の確認・調査不足、単純な基準の当てはめの誤り、単純な事実認定の誤りを理由としたものは除く。

27-1 「情報公開個人情報関係※の審査請求」において、「不当」であることを理由に認容裁決した事例

※行政機関の保有する情報の公開に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、地方公共団体の情報公開に関する条例及び個人情報保護に関する条例に基づくものをいう。

※処分庁による、処分を行う際の基準の当てはめの判断が、制度趣旨に照らして不適切であった場合や、処分庁が処分を行う際の基準が明確に定められていない場合に、制度趣旨から見て不適切な判断を行った場合など。

- ・情報公開条例に基づく開示請求に対する不開示（一部不開示）処分について、処分庁が行った情報公開条例に規定される不開示事由に該当するか否かの判断の不当性について問題となった事例。

27-2 「情報公開個人情報関係※以外の審査請求」において、「不当」であることを理由に認容裁決した事例

※行政機関の保有する情報の公開に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、地方公共団体の情報公開に関する条例及び個人情報保護に関する条例に基づくものをいう。

※処分庁による、処分を行う際の基準の当てはめの判断が、制度趣旨に照らして不適切であった場合や、処分庁が処分を行う際の基準が明確に定められていない場合に、制度趣旨から見て不適切な判断を行った場合など。

- ・精神障害者保健福祉手帳の障害等級について、手帳更新時における審査請求人の精神障害の状態のみならず、課長通知により示された「概ね過去2年間の状態」や「概ね今後2年間に予想される状態」等も考慮に入れて判断すると、本件障害等級は2級が相当であるから、これらを考慮せずこれを3級とした本件処分における障害等級の判定は不当であるといわざるを得ないとして、本件処分の障害等級を変更した事例。
- ・障害者加算の認定変更に基づき処分庁が行った障害者加算の過支給分についての返還決定処分（生活保護法第63条）について、返還額の決定に当たって、課長通知に示された自立更生費の控除についての調査・検討の必要性が高いと認められるにもかかわらず、処分庁が当該調査・検討を尽くしておらず、本件処分が「不当な処分」として取り消された事例。
- ・生活保護法第15条の医療扶助を求めてなされた保護申請に対し、保護費の支給が遡れるのは3か月程度であって、本件申請は申請時点で当該期間を超えていることを理由になされた保護不支給決定処分について、入院時に処分庁から適切な説明がありさえすれ

ば請求人から期間内に申請が行われた蓋然性が高いと推認され、遅延なく申請を行わなかったことについて、請求人だけに不利益を被らせることは妥当ではなく、処分庁は考慮すべき要素を勘案しないで本件処分を行ったとして、本件処分を「不当なもの」として取り消した事例。

- ・厚生労働省が発出した「療育手帳制度について（昭和48年9月27日）付厚生省発児第156号厚生事務次官通知）で定められた療育手帳制度要綱に基づいてなされた手帳交付申請に対して、手帳交付の対象となる障がいの程度に該当しないことを理由として手帳を交付しないとした本件処分について、処分庁は県要綱に基づく本件処分を、行政不服審査の対象とすることが適切という意味での処分に当たることを前提として自ら教示した以上は、行政手続法第8条の趣旨に鑑みて、何らかの理由を示すべきであり、行審法の対象としながら同法の適用を受けないことをもって全く理由を提示していないということは、手続的に違法とまではいえませんが、不当であったと評価せざるを得ない。よって、本件処分は行政手続法第8条第1項について、不当な処分であるとして取り消した事例。
- ・厚生労働省が発出した「療育手帳制度について（昭和48年9月27日）付厚生省発児第156号厚生事務次官通知）で定められた療育手帳制度要綱に基づいてなされた手帳交付申請に対して、手帳交付の対象となる障がいの程度に該当しないことを理由として手帳を交付しないとした本件処分について、処分庁は県要綱に基づく本件処分を、行政不服審査の対象とすることが適切という意味での処分に当たることを前提として自ら教示した以上は、行政手続法第8条の趣旨に鑑みて、何らかの理由を示すべきであり、行政不服審査の対象としながら同法の適用を受けないことをもって全く理由を提示していないということは、手続的に違法とまではいえませんが、不当であったと評価せざるを得ない。よって、本件処分は行政手続法第8条第1項について、不当な処分であるとして取消した事例。

28 不服審査制度の質の確保について

28-1 行政不服審査法の改正により、審理手続等の新たな手続が設けられたが、通常業務に支障が出ないように人員は増加されたか

- 通常業務に支障が出ないように人員は増加されたかについて、回答総数（全ての回答主体）1,706のうち、国の機関では「増加され、通常業務に支障は出ていない」が2件、「増加されたが、通常業務に支障が出ている」が1件、「増加されていないが、通常業務に支障は出ていない」が12件、「増加されず、通常業務に支障が出ている」が2件であった。地方公共団体では「増加され、通常業務に支障は出ていない」が52件、「増加されたが、通常業務に支障が出ている」が23件、「増加されていないが、通常業務に支障は出ていない」が1,289件、「増加されず、通常業務に支障が出ている」が154件であった。

| | 回答総数 (全ての回答主体) | | 増加され、 通常業務に 支障は出て いない | | 増加された が、通常業 務に支障が 出ている | | 増加されて いないが、 通常業務に 支障は出て いない | | 増加され ず、通常業 務に支障が 出ている | |
|------------------------|-------------------|----------|--------------------------------|---------|---------------------------------|-----------|---|-----------|--------------------------------|-----------|
| | 審査 庁数 | 割合 % | 審査 庁数 | 割合 % | 審査 庁数 | 割合 % | 審査 庁数 | 割合 % | 審査 庁数 | 割合 % |
| 国 | 18 | 100 % | 2 | 11% | 1 | 5.5 % | 12 | 66% | 2 | 11% |
| 地方公共 団体 | 1,688 | 100 % | 52 | 3% | 23 | 1.5 % | 1,289 | 76% | 154 | 9% |
| 都道府 県 | 40 | 100 % | 8 | 20% | 7 | 17.5 % | 13 | 32.5 % | 9 | 22.5 % |
| 政令指 定都市 | 18 | 100 % | 9 | 50% | 1 | 5.5 % | 5 | 28% | 2 | 11% |
| その他 (市区 町村 等) | 1,630 | 100 % | 35 | 2% | 15 | 0.9 % | 1,271 | 78% | 143 | 9% |

28-2 人員不足が、裁決までに要する期間の長期化の要因となっていると感じるか

○人員不足が、裁決までに要する期間の長期化の要因となっていると感じるかについて、回答総数（全ての回答主体）1,706のうち、国の機関では「主な要因であると感じる」が1件、「一因ではあると感じる」が5件、「感じない」が6件、「そもそも、長期化していない」が3件であった。地方公共団体では「主な要因であると感じる」が59件、「一因ではあると感じる」が296件、「感じない」が35件、「そもそも、長期化していない」が465件であった。

| | 回答総数 (全ての回答主体) | | 主な要因で あると感じ る | | 一因ではあ ると感じる | | 感じない | | そもそも、 長期化して いない | |
|------------|-------------------|----------|---------------------|----------|----------------|-----------|----------|---------|-----------------------|-----------|
| | 審査 庁数 | 割合 % | 審査 庁数 | 割合 % | 審査 庁数 | 割合 % | 審査 庁数 | 割合 % | 審査 庁数 | 割合 % |
| 国 | 18 | 100 % | 1 | 5.5 % | 5 | 28% | 6 | 33% | 3 | 16.5 % |
| 地方公共 団体 | 1,688 | 100 % | 59 | 3.5 % | 296 | 17.5 % | 35 | 76% | 465 | 27.5 % |

| | | | | | | | | | | |
|------------|-------|------|----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-------|
| 都道府県 | 40 | 100% | 6 | 15% | 2 | 5% | 7 | 17.5% | 0 | 0% |
| 政令指定都市 | 18 | 100% | 2 | 11% | 5 | 28% | 2 | 11% | 1 | 5.5% |
| その他(市区町村等) | 1,630 | 100% | 51 | 3% | 289 | 18% | 584 | 36% | 464 | 28.5% |

28-3 人員を十分には増加できない理由

○人員を十分には増加できない理由について、回答総数(28-2で「主な要因であると感じる」、「一因ではあると感じる」を選択した審査庁の数)361のうち、国の機関では「予算がないから」が3件、「(仮に予算があっても)適材がないから」が2件、「その他」が3件であった。地方公共団体では「予算がないから」が195件、「(仮に予算があっても)適材がないから」が173件、「その他」が86件であった。

※複数回答

| | 回答総数(28-2で「主な要因であると感じる」、「一因ではあると感じる」を選択した審査庁の数) | | 予算がないから | | (仮に予算があっても)適材がないから | | その他 | |
|------------|---|------|---------|-------|--------------------|-------|------|-------|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| 国 | 6 | 100% | 3 | 50% | 2 | 33% | 3 | 50% |
| 地方公共団体 | 355 | 100% | 195 | 76.5% | 173 | 68% | 86 | 34% |
| 都道府県 | 23 | 100% | 15 | 57.5% | 6 | 23% | 12 | 46% |
| 政令指定都市 | 7 | 100% | 6 | 86% | 2 | 28.5% | 2 | 28.5% |
| その他(市区町村等) | 325 | 100% | 174 | 78% | 165 | 74% | 72 | 32.5% |

28-3-1 その他

- ・審査会における委員は増加しているが、バックオフィスである職員は省庁で人員配置が定められているので、増加ができないため。
- ・省内の多くの部署が人手不足である一方、定員が純増されることはなく、行政不服審査対応のためだけに人員が増加されることは望めないため。
- ・職員定数の増が見込めないため。
- ・新型コロナウイルス感染症関係業務で多忙であるため。
- ・定数を認めてもらえないため（法改正に伴い一旦増加したが、減らされた）。
- ・緊急性、重要性の高い他の業務にも人員を要し、競合しているため。
- ・県職員削減に伴う全庁的な人員不足のため。
- ・審査請求関係業務は、通常の定例業務ではないため。
- ・震災に係る審査請求の件数が非常に多く、増員後の人員でも、処理に相当の時間を要したため。
- ・各年度における審査請求件数が一定ではないため、専任職員の確保が難しい。
- ・人員増とするほど件数がないため（審査請求があった場合に一時的に業務が増加するため、人員増では対応しにくい）。
- ・不服審査以外の業務も含めた全体の業務量を勘案して、各所属に人員が割り当てられるため、不服審査の業務量が人員増に直結しにくい。
- ・定員管理上、異動が困難であるため。
- ・人員増の検討に当たり、審査請求の件数と処理の困難さの想定が難しいため。
- ・事案件数が担当者の対応可能範囲にとどまっているため。なお、他の業務に支障がないように対応しているため、同時期に複数の審査請求が提起された場合などは処理日数が増えてしまうことになる。
- ・仮に事案件数が担当者の対応可能範囲を超えた場合、現状の職員数の中で他の職員も事案を担当することを想定している。
- ・審査庁及び審理員については、所属が定まっておらず、審査請求の案件に応じて決定、指名しているため、人員配置は難しい。
- ・審査請求に費やす時間が増えることにより事務量が増加するものの、専任が配置されるほどの件数ではないため。
- ・元々職員数が少ないので、人員配置が出来ないため。
- ・審査請求の件数自体は多くなく、審査請求事務に従事する期間中のみの対応であるため。
- ・法務に精通した職員がいないため（専門職がいない、また弁護士等専門の会計年度任用職員を雇用するには予算がない）。
- ・一部事務組合であり、構成市町からの派遣職員のみで組織されているため。
- ・裁決を要するまでの期間については、審査の対象となった行政処分内容及び経緯等に

由来すると思慮され、人員が増えたからといって、裁決の長期化が根本的に解決される
とは考え難い。

- ・人事担当部局が本制度の重要性を十分に理解していないこと、実績がないことから、担
当課の人員配置が増とならないため。

28-4 「予算がないから」、「適材がないから」が要因となっていると感じる場合、総務
省から無償で審理員等（短期・非常勤職員）を派遣する制度があれば、有効であると思
うか

○総務省から無償で審理員等を派遣する制度があれば、有効であると思うかについて、回答
総数（28-3で「予算がないから」、「適材がないから」を選択した審査庁の数）307
のうち、国の機関では「思う」が3件、「わからない」が1件であった。地方公共団体で
は「思う」が193件、「思わない」が12件、「わからない」が91件であった。

| | 回答総数（28-3で「予算がないから」、「適材がないから」を選択した審査庁の数） | | 思う | | 思わない | | わからない | |
|------------|--|------|------|-------|------|------|-------|-----|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| 国 | 4 | 100% | 3 | 75% | 0 | 0% | 1 | 25% |
| 地方公共団体 | 303 | 100% | 193 | 63.5% | 12 | 4% | 91 | 30% |
| 都道府県 | 16 | 100% | 9 | 56% | 2 | 25% | 5 | 31% |
| 政令指定都市 | 6 | 100% | 4 | 66% | 0 | 0% | 2 | 33% |
| その他（市区町村等） | 281 | 100% | 180 | 64% | 10 | 3.5% | 86 | 30% |

28-5 「適材がないから」が要因となっていると感じる場合、総務省において行政不服審
査法に関する自治体職員向けの研修があれば、有効であると思うか

○自治体職員向けの研修があれば、有効であると思うかについて、回答総数（28-3で「適
材がないから」を選択した審査庁の数）173のうち、「思う」が119件、「思わない」
が8件、「わからない」が31件であった。

| | 回答総数（28-4で「適材がないから」を選択した審査庁の数） | | 思う | | 思わない | | わからない | |
|------------|--------------------------------|------|------|-------|------|------|-------|-----|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| 地方公共団体 | 173 | 100% | 119 | 69% | 8 | 4.5% | 31 | 18% |
| 都道府県 | 6 | 100% | 5 | 83% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 政令指定都市 | 2 | 100% | 1 | 50% | 0 | 0% | 1 | 50% |
| その他（市区町村等） | 165 | 100% | 113 | 68.5% | 8 | 5% | 30 | 18% |

28-6 総務省において行政不服審査法に関する自治体職員及び国民向けの総合案内所があれば、業務を進める上で有効であると思うか

○自治体職員及び国民向けの総合案内所があれば、業務を進める上で有効であると思うかについて、回答総数（全ての回答主体）1,706のうち、国の機関では「思う」が7件、「思わない」が1件、「わからない」が9件であった。地方公共団体では「思う」が952件、「思わない」が55件、「わからない」が446件であった。

| | 回答総数（全ての回答主体） | | 思う | | 思わない | | わからない | |
|------------|---------------|------|------|-------|------|------|-------|-------|
| | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 | 審査庁数 | 割合 |
| 国 | 18 | 100% | 7 | 39% | 1 | 5.5% | 9 | 50% |
| 地方公共団体 | 1,688 | 100% | 952 | 56% | 55 | 3% | 446 | 26.5% |
| 都道府県 | 40 | 100% | 35 | 87.5% | 0 | 0% | 5 | 12.5% |
| 政令指定都市 | 18 | 100% | 14 | 78% | 2 | 11% | 2 | 11% |
| その他（市区町村等） | 1,630 | 100% | 903 | 55% | 53 | 3% | 439 | 27% |

28-7 人員不足や適材不足を解消するため、その他総務省に対する意見・要望

(予算・人材の確保)

- ・ 審理員を総務省から派遣することは、多くの審査請求への対応に資するためのみならず、審理の中立性の確保の観点からも有用かと思う。
- ・ 審理員を派遣する制度が有効であると思う。
- ・ 国で審理員として定めている人材を広範囲で積極的に活用できる仕組みづくりを作りたい。
- ・ 国が処分基準を改定した際に複数人から争点が共通する大量請求をされたことがあり、この対応に人員が割かれている現状がある。
- ・ 当該事象が発生していないため、これによる人員不足等は発生していないが、現状、通常業務のみで既に人手不足等が発生しているため、実際に作業が発生した際には、通常業務にさらに支障が発生する。
- ・ 職員が審理員業務にあたることにより当該職員の本来職務に影響がでることがあるため、審理員に法曹資格者等が必要な時間のみあたることができるようになれば助かる。
- ・ 小規模の市町村では、行政不服審査の審査請求があることが稀であり、審査請求があることを前提にして人員配置はできない状況となっている。
- ・ 一般事務を行う公務員の人数が減ってきており、通常業務でさえも手一杯の状態。
- ・ 小規模の自治体では、処分庁（審査庁）としての業務が優先され審理員の成り手が不足している。審理員を探せる人材バンク的な制度があると良い。また、「総務省から無償で審理員等（短期・非常勤職員）を派遣する制度」、「行審法に関する自治体職員向けの研修」のような制度等の実施があれば活用を検討したい。
- ・ 予算措置を講じて欲しい。
- ・ 自治体に対する相談、支援体制の充実を希望する。
- ・ 人的コストに対する財源措置。例えば、審理員を外部委託した場合の経費に対する補助や審査請求又は裁決の件数等に応じた地方交付税措置等。
- ・ 審理員を審査庁の職員に限定する規定を改正し、委託できるようにして欲しい。
- ・ 審査請求の内容が多岐に渡るだけでなく、法律の専門知識を要することに加え、通常業務に加えられる事務量としては膨大であることから、審理員の確保が難しく、負担が大きい。審理員の派遣、国・県が主体となった審理員の委託先としての組織の設置、外部委託に必要な経費の財政的な支援等、自治体の負担軽減をお願いしたい。
- ・ 団体の規模が小さいため、審理員の欠格事項に該当しない常勤職員の確保が難しい。近隣市町村等の職員に審理員を務めていただくことができれば、審理の迅速化が図れるのではと思う。
- ・ 審理員・審査会を、都道府県単位など一定規模で共同設置を行うよう、又は都道府県が受託するよう推進して欲しい。
- ・ 専門で行う一部事務組合の様な組織ができれば助かると思う。

- ・個別の自治体ごとにおける事案処理ではなく、複数の自治体による広域処理化することにより、人材確保や公正性の確保につながり、より有益となると考える。
- ・新制度においては、実際に処分を行った部局の職員より、特に審理員担当職員及び行政不服審査会事務局職員（これらを同一の職員が兼ねる場合がある）の負担が大きいように感じる。審理員担当についても、外部の弁護士を登用することなども考えられるが、そもそもの審査請求事案も僅少であり、費用対効果を考えると予算的にも厳しいことから採用できない。各地方公共団体内の組織マネジメントの問題であるといえそうだが、実際は法規担当部局、総務担当部局等に負担の偏りも生じていることから、これを行政不服審査制度における問題点として捉えていただきたい。
- ・現在定数増は、期待できないことと職務の内容、態様は自治体(一組を含む。)によってさまざまであり、事案に集中して審理できる専門性を持った職員の配置が望まれる。
- ・現状、審査庁、審理員補助、審査会事務局が同一の課になっている。また、審理員については幹部職員の中から指名している。審査請求人からは、そもそも審理手続が同一の行政庁内部で行われていることに、公平性の観点から疑問を呈されている。また、議会議中など幹部職員が審理手続に時間を割くことが難しく、迅速な審理手続に支障をきたすことが多いと感じる。任期付きの弁護士を採用している団体もあるが、人的な手当は予算上の制約がありなかなか難しく、人材の無償の派遣制度があれば、公平性も担保されかつ迅速な審理に寄与すると思われる。
- ・慣習に捕らわれず本当に必要な業務なのか、人員なのかの徹底的な精査が必要だと思う。また、必要な所に必要な人材を配置することを、とにかく考え抜くことが大切だと思う。
- ・地方公共団体への適正な定員管理の徹底を促す通知など。
- ・法で簡易に審理員を幅広く任命できる制度を設けてほしい（審査庁以外の共同設置団体からの任命など）。
- ・人員、人材の確保の難しい小規模自治体にとって、審理員や補助職員の派遣制度は、審理の迅速化・公正確保に大いに寄与することが期待できる。しかし、その一方で、コア業務の部分で外部の人材に頼りきりになってしまうと、構図が事実上裁判手続と相似となって、組織や職員にとって行政不服審査が他人事となり、プロパー職員の法務能力の向上や、組織に自浄作用をもたらすという行政不服審査制度の本来の意義を阻害することになるのではないかと懸念する。
- ・平成 28 年の法改正の趣旨を踏まえ、本市では審理手続の円滑な進行、審査請求人の権利擁護等の観点から、弁護士を地方公務員法による特別職非常勤として採用し、審理員として審理に当たらせていたところ、会計年度任用職員制度の導入に伴い、これが妥当でない旨の見解が国から示され、昨年度からは、一般職のみが審理員を務めている状況にある。法曹資格者を一般職と同じ服務規律をもって雇用することが適当でないケースもあり、これが許容されるような法整備の検討を望む。

- ・過去に数件の実績があるが、極めて少なく人員を増加する状況にない。審理員は、独立して審理を行うところ、意見書に納得しない審査請求人から直接苦情を言われた事例があり、負担が大きいため、改善をして欲しい。

(研修)

- ・総務省において行審法に関する自治体職員向けの研修があれば有効と考える。また、総務省及び自治体間の情報、意見交換が広く実施できると業務を進めるうえで有効だと思う。職員の異動サイクルから考えると安定的な質の確保は課題であると思う。
- ・新規に審理員に就任した自治体等の職員向けに限定閲覧できる動画とテキストをいただくと、オンデマンド研修が可能となるため、効果が高いと思う。
- ・各書面の作成方法、各手続での留意事項、争点の整理方法等、実務に関する研修について、各都道府県で定期的開催し、また自治体に負担が生じることなく受けられる制度を設けて欲しい。
- ・行政不服審査会事務局の職員、審理員の人材育成のため、定期的な研修を行って欲しい。
- ・研修等の必要性を感じるが、審査請求のない又は件数の少ない自治体にとっては、実践する場がなく、結局実務として定着しない。よって、人材も育たず、予算もつかない。
- ・本市においては審査請求の件数が多くないため、人力的には不足がないところだが、逆にノウハウの蓄積がなく、適材を育成するための研修や情報交換の場を充実してもらいたい。
- ・小規模自治体では、行審法を十分に理解している職員も多くはなく、さらに審査請求事案が発生した際には原処分に関わっていない職員でありながら、事実の認定や適切な論点整理ができる者は非常に限定されてしまうため、審理員の指定に大変苦慮している。さらに、審査請求の件数も少ないため、実際のケースを通じて審理員としての資質向上を図っていくことも難しい状況にある。
- ・総務省において行審法に関する自治体職員向けの研修は、ぜひ行っていただきたい。特に、異動等により行審法に関する業務を初めて担当する自治体職員（初任者）向けの研修の実施をお願いしたい。
- ・詳細な内容把握に至っていない自治体向けに、初級・中級・上級のような講習会や参考資料の提供を検討いただきたい。
- ・行政不服審査制度に関する処分庁向けのマニュアル、研修資料等が欲しい。

(マニュアルのアップデート)

- ・不服審査につき行政管理局に届く問い合わせやそれに対する回答を取りまとめ、各省庁にフィードバックする体制を整備していただきたい。
- ・引き続き取扱マニュアルや逐条解説等の資料提供やアンケート等において把握したレ

アケース時の対応要領の資料の提供等があれば有益と考える。

- ・国の審査会の運用マニュアルや答申例以外に運用の例も紹介するデータベース等があると有益と考える。
- ・行政不服審査会のみマニュアルではなく、介護保険審査会独自のマニュアルがあればありがたい。
- ・例えば、弁明書や反論書に添付して提出された資料を添付書類とするか、証拠書類とするか、その取扱いに関し、詳細な判断基準が総務省から示されていれば、誰でも迅速に判断することができ、人員不足や適材不足の解消につながると考える。
- ・小規模自治体や一部事務組合では、単独で審理員の選任や行政不服審査会を運営することが困難であると考えられる。共同設置を進めるに当たっての考え方やマニュアルがあれば、これらの問題の解消も少しは進むのではないかと思う。
- ・通常業務に支障が出ていないのは、審査請求の実績が少ないためです。職員にノウハウがなく、弁明書の作成等に時間を要することがあるため、弁明書等の書き方について記載されたマニュアルなどがあると助かる。
- ・審査請求から裁決までの事例が多いパターンの例示。
- ・もっときめ細かなマニュアル（国から提示のマニュアルはあるが）があったほうが良い（審理員及び審査会での口頭意見陳述の進行等や手続きの事例）。行政不服審査全般の事務手続きについて相談できる窓口が欲しい。※人事異動により担当が変わること及び件数が少ないことにより知識の蓄積がされていない状態のため。
- ・参考となる事務運用マニュアルや制度の理解が深まるテキストがあれば不足解消できるのではないか。
- ・具体的な事案に応じたマニュアル、フローチャート、事例集等を作成いただきたい。
- ・国、地方公共団体における審理手続に関するFAQの公表を強く要望する。
- ・審理手続を経ないです却下裁決（行審法第24条）の該当ケースをもっと示して欲しい。

（総合窓口）

- ・審査請求の案件が多岐に渡り、また、慎重で迅速な対応が必要となる場合が多いが、法律や業務に精通した人員を確保することは難しく、弁護士資格を要した職員の雇用についても年々難しくなっているため、行政不服審査について、気軽に相談できる窓口があればぜひ利用したい。
- ・法に規定がなく、参考図書にも記載のない事例について相談できる窓口や、事例を掲載したホームページ等があると、審査請求事務の参考になる。
- ・市町村職員向けの相談窓口があると良いと思う。
- ・審理手続に関する相談窓口の開設。
- ・多くの分野で制度の統一化が図られていることから、中小自治体それぞれに審理員、審

査会、審査庁、処分庁の機能は持たせず、各県単位で一括してこれを行う組織に整理統合して欲しい。

- ・地方の自治体では、行審法における審査請求自体が数年に1度であり、ノウハウを蓄積するのが難しい。また、制度を理解せずに審査請求書等を持参することもあるため、入口での議論を間違えないように、処分性の考え方やその後の事務手続など、より具体的な事項について相談できる窓口があれば業務を進めるうえで有効であると考えます。
- ・現在は事案が少なく業務に大きな支障が出ているとまではいえませんが、一度に複数の事案を処理することになれば非常に厳しいと感じる。ノウハウが少ないことが大きな問題であり、マニュアルや書籍を調べても判断に迷うことが多い。研修の充実はもちろんだが、小規模な自治体では事案が少ないことや人事異動によりノウハウの蓄積が難しいので、相談窓口の開設が望ましいと考える。
- ・小規模な自治体では請求自体が今のところ無いため、いざ請求があった場合の相談窓口が国にあったらありがたいと思う。
- ・「不服審査」という言葉が独り歩きして、行政に対するクレームを言い、これに対して行政が対応しなければならぬ制度と誤解している市民がいる。そのため、正しい制度利用について、国民向けの総合案内所などを通じて、周知していただきたい。
- ・行政不服審査制度を理解せずに権利を主張することを防ぐために、国民向けの総合案内所があれば市民側も利用しやすいように考える。
- ・単に処分が行われた理由や制度への理解が不十分のまま審査請求になりうるケースを減らすため、国、県等で請求前の相談窓口（弁護士相談のような）を設けていただき、そこに相談することで前述のようなケースを減らす効果が期待できると考える。また、こういった事前の説明や相談は、処分庁との間では感情的になっていて、理解を得難い傾向にあるため、一度クールダウンしてもらうためにも有効と考える。

(制度について)

- ・開示請求の形式的不備による不開示決定に係る審査請求や権利濫用的な審査請求に対して簡便に処理できるための制度設計。
- ・「国が処分基準を改定した際などに、複数人から、争点が共通する大量請求」や「国が定めた基準そのもの（当該基準に沿った個別の処分の当てはめではないもの）について争点となる事例」のような審査請求については国で一括して受けて頂ければ事務の負担は大幅に軽減されると思われる。
- ・証拠書類の閲覧、送付について原則として第三者の利益を害する等の部分を除いて相手方の審理関係人に送付することとして頂ければ、手数料徴収や職権送付の判断に係る負担は軽減されると思う。
- ・税に係る審査請求など専門性が高い分野については、各自治体ではなく、専門の審査機関を設置して欲しい。

- ・医療・福祉関係での審査請求の割合が多いが、処分の意思決定に関わっていない審理員や補助職員には専門的知識が乏しく、専門家への照会が必要となることがある。しかし、当県の規模では、公的機関の専門家が処分の意思決定に関わっている場合が多く、照会できる専門家が限られる（状況によっては見つからないことも想定される）ことから、医学的な所見について照会できる制度を設けていただきたい。
- ・自治体の規模にもよると思うが、審査請求のみを職務とする職員を配置できない。また、行政委員会に対して情報公開・個人情報開示に関する審査請求がなされた場合、口頭意見陳述を行う職員がいない（行政委員会の職員が全て処分に関わっており、公平性が担保できない。審査庁ではないため他の行政機関(市長部局)に依頼することもできない。）。国民の権利擁護は必要であると考え、自治体の職員の負担が大きい制度であるため、制度の簡素化を求める。
- ・同一人から同一争点についての繰り返し請求があった場合、審理員は他の案件と同時並行で審理手続を行わねばならず、他の案件の審理員意見書作成に通常よりも時間がかかるなど影響が出ている。同一人からの繰り返し請求について、却下を可能とする等、改善をお願いしたい。
- ・審理員制度の有無を審査請求人の希望選択制にしてはどうか（事務の迅速化）。
- ・本市においては、審査庁事務局、審査会事務局、審理員所属部署を同一部署で担当している。より小規模な団体や人員配置の都合上どうしようもない団体では、さらに処分担当部署も同一部署が担う場合もあるのではないかと。仮に形式上はこれらの事務を分けたとしても、實際上これらの役割を全て担っているのは、公平公正な審査について請求人等から疑念を持たれかねない。自治体の規模や人員の事情に左右されることなく公平公正な審査という制度主旨を担保するため、市町村における行政不服審査制度の審査庁等事務を都道府県が担うべきと考える。
- ・地方税法に係る審査請求前置主義を廃止して欲しい。法解釈や憲法違反を理由とした不服を行政不服審査で審理しても審査請求人の納得を得ることは難しく、行政・国民ともに時間と労力を浪費しているように思う。
- ・小規模自治体においては、審理員の制度は不要ではないかと考える。その理由としては、審理員意見書の内容が処分庁の弁明書と似通ってしまうこともあり、審査会への諮問を前にいたずらに時間を費やしてしまっていると感じているからである。また、審査請求人の請求権の保護が手厚く、安易な請求に市職員が振り回されてしまっているケースもあるので、審査請求人の請求権を保護しつつも、審理員、審査会の手続に入る前に、棄却となることが明白だと審査庁で判断できる事案は、審査庁限りで手続を終了できるような制度が欲しいと考えている。
- ・行政不服審査に関する制度設計や体制、各種様式等の簡素化とスリム化などご検討願いたい。
- ・審査請求の濫用を防ぐための制度の構築を願いたい。

- ・審理員の責任と負担が大きい。審理員→審査会と2回にわたって原処分に関わっていない者が審査しなければならない必要性は必ずしも高くなく、情報公開・個人情報保護審査会、固定資産評価審査委員会、建築審査会などのように審理員に相当する者がいなくとも公平中立な審査はできると考えられるので、審理員の廃止又は権限縮小を望む。
- ・人材不足に悩みつつも、自団体の行った処分について、自ら審査をし、事務を顧みることが必要なのではないかと考える。
- ・小さな自治体では人員確保及び適材不足を補うには現行制度上厳しいものがある。特に町長部局以外の執行機関に対し審査請求がなされた場合であって審理員を置かない場合、上級官庁がなく、処分庁＝審査庁＝同一人となり、審査請求人に対しても公平性の担保に疑義が生じている。審査庁が執行機関をまたいでもよいことになれば、町長部局が審査庁となれるので、柔軟な運用が図れるよう制度の改正を望む。

(その他)

- ・行政不服審査制度の国民への認知度が低すぎる。行政不服審査制度の趣旨を理解せず、処分が不服だと審査請求しても、期待される結果は得られず、かえって行政への不信を増大させるだけである。
- ・当町では選挙事務を兼務している。そのため選挙があると審査手続は実質ストップしてしまう。人員配置などの運用は色々あるが、国として、当町のようにどうしようもない事情で審査手続に影響を及ぼしているようなところがないか市町村の兼務状況を調査し、問題ありと認められれば、国としての意見又はアドバイスを出してもらえればと思う。